

# 「村落と環境」

第4号

---

2008年8月

村落環境研究会

村落と環境  
(第4号)

目 次

第5回シンポジウム「村落と生産森林組合」(佐賀市)について	1
第4回シンポジウム「集落の森林管理について」(司会:枚田邦宏)報告	2
第1報告 「地域活動と一体となった森林管理」((財)竹子共正会理事長 延時力蔵)	2
第2報告 「鹿児島県における生産森林組合の現状と課題」(鹿児島県 久保慎也)	6
第3報告 「認可地縁団体による森林管理—生産森林組合との違いと問題点—」 (東京大学 山下詠子)	9
第4報告 「村落とその法的規律について—旧「村」(ムラ)財産の帰属を めぐる法律問題—」(箕面市 岡本常雄)	15
[入会相談会](司会:鹿児島大学 枚田邦宏)	
1. 「生産森林組合の法人住民税及び『委任の終了』について」 (山口県長門市 福村良一)	24
<b>【投稿】</b>	
塵芥処理施設建設を巡る入会紛争—網野子(鹿児島県奄美大島)— (鹿児島市 牧 洋一郎)	27
[研究会記事]	
村落環境研究会第4期第1回理事会議事録	41
第1号議案 村落環境研究会第3期事業報告、同第3期決算書、監査報告	
第2号議案 村落環境研究会第4期事業計画、同第4期予算案	
役員名簿	42
村落環境研究会規則	47

## 第5回シンポジウムについて

### 「村落と生産森林組合」

#### 1 趣 旨

村落は、地域自治組織として近世以来の古い歴史を持つばかりでなく、土地・自然資源の持続的維持管理機能の面でも重要な機能を果たしています。

村落環境研究会は、このような地域環境や農林水産業の生産基盤の保全における村落(地域自治組織)の役割や課題等について討論するために、28年の歴史を持つ西日本入会林野研究会の解散を受けて、2004年(平成16年)9月17日に創立記念シンポジウムを大分県天瀬温泉で開催し、設立されました。

毎年、西日本各地でシンポジウムを開催しており、今年度は、第5回シンポジウム(テーマ「村落と生産森林組合」)を佐賀市で開催することにいたしました。

生産森林組合は村落の有り様と密接に結びついているように思われます。また、佐賀県は入会林野を近代化して設立した生産森林組合が最も多い県の一つであり、その運営に行き詰まり、解散あるいは地縁団体等に改組したところも少なくないようです。

今回のシンポジウムでは、現代社会において村落の果たしている機能並びに生産森林組合の経営の現状、解散の事例、地縁団体への改組等について実態や問題点を検討いたします。

1. 日 時 平成20年9月5日(金) 13時15分～17時  
終了後に懇親会(自由参加)

2. 場 所 アバンセ(佐賀県立女性センター) 佐賀県佐賀市天神三丁目2-11  
TEL0952-26-0011 FAX0952-25-5591

#### 3. 問題提起

座長: 堀 正紘(九州大学名誉教授)

基調報告 生産森林組合の経営動向(仮題)(鹿児島大学・枚田邦宏)

第1報告 村落の維持と農林の振興(豆田 忠・佐賀県生産森林組合協議会)

第2報告 佐賀県富士町における生産森林組合と認可地縁団体について(木下美穂・伊万里木材市場)

第3報告 久山生産森林組合の現状と100年先を見据えた森林づくり(宇都和彰・長崎県)

第4報告 上関入会訴訟の最高裁判決の問題点(野村泰弘・島根大学)

## 第4回シンポジウム「集落の森林管理について」(司会：枚田邦宏) 報告

### 第1 報告

#### 地域活動と一体となった森林管理

財団法人竹子(たかせ)共正会 理事長 延時 力蔵

#### 1 地域の概況

霧島市溝辺町竹子地区は、県本土のほぼ中央で、鹿児島空港より北へ9 km に位置し、地形は北から南へ流れ、北西部には636haの国有林、642haの民有林があり、ともにスギ、ヒノキの人工林が80%を占めています。

これらの山々から湧き出る水は、2級河川・網掛川の源流を形成し、川に沿って細長く拓けた88haの水田は、深刻な水不足に悩みながらも藩政時代から良質米が生産され、島津藩の直轄領としても知られています。

網掛川と平行して国道504号線が走り、国道沿いには9つの集落が連担して家々が立ち並び、里山を隔てた東側の高台には、畑地灌漑施設の整った120haの畑地が拓けています。自然景観と農山村の原風景が残っている地域で、ここに385戸、1185人が住み、児童数63名の小学校のある純農山村です。農家率76%で元気な高齢者が多く、米、茶、ぶどう、梨、栗、ゆり、菊、和牛の生産販売につとめています。

#### 2 共正会の創立について

今から111年前の明治29年、竹子に地域興しのドラマが生まれました。当時の竹子地域の課題は、

- ① 網掛川の源流域であることから、水量が乏しいこと、4 km の流れの中程の河床から地下へ浸透し、水田への用水が不足し、上方限と下方限は水争いが激しく、「水の一滴は血の一滴」と言われ険悪な状態が続いていること
- ② 明示27、28年 日清戦争の勝利に青年達は酔いしれ、田舎で何の刺激もなく、気力を失っていたこと

この2つのことを非常に憂えた22歳の久木田筑之助青年は、青年が立ち上がらなければ竹子地域の将来は危ういとの想いで、同輩、先輩6名と話し合い、明治29年9月28日 会員45名の竹子青年共正会を創立し、その会長として、まず青年の融和を図ることとして「話者天下乃大本也」を会是として青年の修養や課題解決の検討を行ったのであります。

当時の地域課題として、

- ① 竹子の土産神である稲荷神社が大雨のため大破し、改修が必要であること
- ② かんがい用溜め池を島津藩宮から引き継いで団体営で構築し、水不足の解消に資すること
- ③ 幅2 m の里道の改修を行うこと
- ④ 竹子小は尋常3年終了であることから、義務教育6年制導入を図ること

などがあり、青年の力のみでは解決は困難と判断し、当時の小学校校長を始め先輩に図り、

竹子全域全戸を会員とする竹子共正会に翌30年10月改組したのであります。

しかし、間もなく資金づくりに行き詰まり、共有財産の必要性を痛感し、当時、竹子にあった島津藩衆力山及び官有林の払い下げに久木田青年が奔走し、350haの取得に成功し、共正会の共有林にしたのであります。

払い下げ林は天然松、雑木林であり、地域課題解決資金として成木は売却したのであります。

毎年、冬場になると地区民はスギの挿し穂を取り、挿し木による植林と下払いを奉仕で行い、「山には木を里には人を」を合い言葉に共有林を育ててきたのであります。

#### 3 法人化の検討、対応

戦後の法律改正により、法人格を持たない任意団体の財産を保有することができないとのことで、昭和29年当時の共正会役員、青壮年連盟は、先に各集落に開放した採草地を除き、残された250haの山林原野の取り扱いについて、

- ① 地区民に無償分割し、個人有林へ移行
- ② 奨学育英法人化への移行
- ③ 生産森林組合法人化への移行

等について検討を行いました。

明治29年創立以来58年間、地区民の融和を図り、区民全員で植林作業、管理作業を行い、立木の売却代金で、神社の改築、公会堂の建設、小学校後援会組織として6年制導入のための校舎建築、112坪の木造行動の建築など学校整備に関わったこと、教頭住宅、巡察駐在所、農協支所の建築、昭和初期の農村恐慌に係わる救済資金の貸付、畜産を始めとする農業の振興、水不足解消のための溜め池の構築、巾1間の里道の改修工事、昭和3年11月5日から実施している敬老会等、各般に亘る事業を山林収益によって実施したことを検証し、個人分割、育英法人化、生産森林組合への移行の3案とも相応しく無いとの結論に達しました。共正会創立からの地区の指針であります「話者天下乃大本也」「山には木を、里には人を」この2つの標語を郷土訓とすることとし、社会教育法第5条公民館に準拠した法人公民館を設置、管理し、住民の知的、物的、産業文化の振興を目的とし、又特認事項として敬神崇祖の各行事の開催に関する事、簡易水道の設置、運営に関する事を加えて、財産の保全管理を行い、民法第34条を根拠とする寄付行為を作成し、昭和31年8月8日財団法人共正会として、県教育庁の許可を得たところであります。

従って、市町村行政が行う条例公民館活動あるいは公民館類似施設と位置づけられている自治公民館活動とも一味違った活動が求められる法人公民館であります。

#### 4 法人化後の活動

法人化は山林収益の個人配分は出来なくなることから、先に各集落に開放した採草放牧地と合わせ1戸当たり0.3haを目安に、各集落ごとに入会林野近代化法に基づき山林を無償分割し、各人での造林を奨励することとしました。また、竹子地区の飲料水は、従来、網掛川の水に頼ってきましたが、昭和25年頃から生活廃水等で水質の安全性が失われてきましたので、全戸を対象とする簡易水道事業の設置、運営を公民館活動の一環として行い、清浄で豊富な水源を上流山林に求め、昭和41年から給水を開始しております。ちな

みに、平成 18 年度は 1138 人に 11 万 2 千立方メートルを供給しております。

現在行っている活動は、公民館運営審議会を設置し、住民の意見を聞く懇話会の開催、区民の連帯と親睦を深めるスポーツ大会、敬老会の実施、合同七草祝等の行事の外に、

- ① 青少年育成活動。つまり、緑の少年団を始めとする小学生から青年団までの 10 団体の連携と支援活動、小学校の教材備品購入、小学校各種応援隊の編成と活動、特に高校生と青年の交流活動
- ② 高齢者の生きがい活動。高齢者の親睦を図る活動、伝承文化の継承活動、野菜等の生産・出荷・学習活動
- ③ 食と農、自然の環境整備活動。つまり、ふるさと共生推進活動で森林林業部会・有機農業部会・流通部会・環境整備部会に分かれており、より多くの区民が関わっているようにしている

また、奨学育英資金の貸付けや図書購入、読書の奨励、農業面ではぶどうや茶の先進地への長期研修生の派遣と産地造成活動、網掛川の河川改修工事の推進、畑地帯総合土地改良事業の推進、この外に平成 16 年に自分たちが食べる野菜等をみんなで持ち寄って消費者に提供しようとの高齢者層、婦人層の願いから、共正会では 80 年生の間伐材を利用し、720 万円の経費で、農林産物直売所「竹子の里きらく館」を建設し、平成 17 年 2 月にオープンしました。生産者と都市消費者との交流やふれあい、高齢者の笑顔と生きがいが出てきました。

このように、竹子地域に発生した事柄はすべて共正会が対応する不文律の区民性ができあがっており、これらの事業実施に伴う経費のすべては区民全員で育成した会有林の立木売却代でありました。立木代金が少なくなってきたら、水道の維持料金を変更し、今では水道料金で会有林の整備、公民館活動費をまかなっております。山の管理を区民全員で行い、その山から湧き出る水を飲料水、水田・畑地の灌漑水として有効に活用しており、山の管理は地区民の生活と深く結びついており、そのことを熟知している区民は毎年山の奉仕作業にほとんど出席されます。特に竹子に住んでない子供達もこの日ばかりは帰って区民と一緒に手入れをしてくれます。

現在の会有林は 106.38ha で、杉 40.63ha、桧 52.24ha、広葉樹その他で 13.28ha であり、杉の 80 年生以上が 4.63ha、残りの杉、桧はほとんどが 30 年生から 50 年生の林分であります。森林の管理については、下刈り等の簡易な作業については、先ほど申しましたとおり区民全員で行っており、間伐については、森林組合へ委託し、国県の補助事業を活用しながら実施しております。

また、会有林を中心として個人有林も含めて除間伐の集団化も積極的に取り組んでおり、共正会の役員が推進員として活動しております。更には拡大造林のかけ声のもと建築材生産のための植林を幅広く行ってきましたが今一度目的意識を持って会有林をつぶさに調査し、長伐期林・建築材生産林・林種転換林等に分類し、それぞれの目的に沿った施業を行うよう検討、実施しております。

次に、平成 13 年鹿児島大学の提唱による産・学・官・民合同研究による中山間地域における地域再生プランとして政策提言を行う「網掛川流域環境共生プロジェクト」の構成メンバーとして、3 年間の実証活動に携わり、地区民が以前の環境を取り戻すという強い意志と積極的な行動を行うならば、その成果は得られるとの結論を共正会は受け止めて実

証圃の経営を含めた地域活動を行っています。

又、鹿児島大学農学部と共正会は、

- ① 地域づくりに関する調査助言活動
- ② 学生の実地教育、インターンシップ研修の受入活動
- ③ 卒業論文、修士論文の作成に関する協力

などを内容とする協力協定を締結し、実証圃場での水稻栽培、会有林での山林作業の講座、会が研修に先だつての国内研修の農家受入及びきらく館での生産、流通、経営等をテーマとした卒論作成への協力も行っています。

平成 15 年には共有林が地域活性化に及ぼした役割についての卒論をまとめ上げ、卒業された学生もいました。更には、鹿児島大学生涯学習センターの公開講座を開設し、竹子の「森林を生かした地域づくりについて」「教育構想について」「農業について」「エコミュージアム構想について」の講座を受講し、ふるさとを再発見するとともに、さらなる視点で竹子の地域づくり、人づくり、学習活動に励んで行く決意を新たにしたところであります。

終わりに、竹子の地区民は基調な資源である山と水を有効に活用し、111 年前の明治の先輩達が理想とされた地区民の融和と「山には木を、里には人を」の郷土訓を確実に受け継ぎ、今も脈々と息づいている会員 316 名の竹子共正会の紹介といたします。

#### 質疑

(江淵) 一部が入会整備によって個人分割され、今は純然たる個人有地になっている。これは元財団所有地ですか。

(延時) 財団法人になったのは昭和 31 年です。財団法人になれば、恩恵は社会教育法で公民館活動しかないため、「無償で配布しますから自分で造林をしてください」として昭和 28 年から 30 年の間に個人分割した。当時、共生会の山の名義は大字竹子となっていた。集落については 30 戸あれば 4 名ぐらいの代表者になっていた。その後、集落毎に入会整備を行った。

## 鹿児島県における生産森林組合の現状と課題

鹿児島県林務水産課 久保慎也

### 1 組合の現状

当県の実産森林組合の設立状況は、昭和37年から60年までの累計は65組合となっている。地域別に見ると薩摩半島が68%と大きく偏っている。

解散は近年木材価格の低迷や組合員の高齢化で経営が成り立たないとして平成8年から毎年1から2組合が解散し、18年度末には20組合が解散し現在45組合となっている。

毎年生産森林組合から聞き取り調査を行っているが、今年実施した41組合を調査結果に基づき現状と課題について報告する。

1組合の平均組合員数は140人、年齢構成は71歳以上が32%、61歳以上になると80%と高齢化している。後継者が地区内にいるかとの問いに44%が居ないと答え、このような状況では組合を維持していくのは厳しくなっているのかなと思う。

払込済出資金は1組合平均840万円で1000万円以上が7組合(17%)。出資金の種類は現物出資のみが56%を占めている。今後脱退者が増加することを考えれば持ち分の払い戻しのための財源確保に苦慮するのではないかなと思う。所有面積は1組合平均79haで90ha以下は25組合ある。

経営方法別では生産森林組合が土地所有者にとどまる分収林が42%を占め、常時従事義務を考えると組合の本質が損なわれつつあると思う。

所有森林の林種別では人工林が73%を占めその令級配置は3～7令級が65%で保育間伐が必要な森林が多い。

平成18年度の事業実施状況を見ると事業を実施していない組合が51%ある。事業を実施した組合で組合員が実施したとか役員だけで実施した又は委託で実施した組合が21組合あるが事業収益に結びついた組合は13組合のみであった。

森林資源は充実しつつあるが組合員の高齢化と木が大きくなり間伐など伐採作業に対し労働安全面からも危険性が高まっている。組合員は下刈り等の軽作業しか出来なくなっている。

当期剰余金と欠損金の発生状況で欠損を出している組合が7割と厳しい状況にある。

組合活動への参画意識について、組合役員以外には参画意識が見られないと答えたものが59%を占め参画意識が全体的に薄れてきている。

組合の今後の展望で、森林は公益上重要であり森林を守っていききたいが将来が不安という組合が37%、組合を解散したいという組合が42%あった。

解散後の森林の管理方法は地縁団体で管理したい。資産を売却しお金を少しでも配分したい。という組合が41%ある。

### 2 組合の今後の対応方法

組合の現状踏まえて次のように3分類した。

①林業経営を目指す方向

②組合をそのまま維持する方向

③解散する方向

①の林業経営を目指す組合は、保育間伐が必要な林分が多いものの3～5年後には間伐収入が期待できる林分が増える。また木材需給動向も針葉樹合板の利用、曲がり材の利用、外材の値上がり等により国産材の需要が増える。今税金で苦しんでいる組合が多いが借入金で対処し、もう少し辛抱すれば経営が好転する組合が多くなるのではないかなと思う。

但し、組合員が高齢化し自らで作業を行うのが困難になっている。その解決策の一つとして所有林の管理を生産森林組合だけでなく林業再生に意欲のある林業事業体に管理プランを提示させ組合の経営方針にあう事業体等と共同経営を行う方法が考えられるのではないかなと思う。

昨年度1組合に対してこの仕組みを推進してみたところ、役員との意見交換では

- ・管理委託したら事業体に皆伐され植林放棄されるのではないかな
- ・作業に今以上の経費が掛かるのではないかな
- ・直材生産の経験が少なく、曲がり材でも売れることを自分の目で確かめねば信じられない

等の不安意見が多かった。

管理委託する林業事業体の選定にあたっては組合だけの判断ではなく地域林業に精通している人を取り込む。採算の合う作業が本当に出来るかに対しては組合長が試験的に自己山林で実施してみることになった。曲がり材でも売れるかとの心配に対しては組合員が大手の合板会社を視察し、売れることを理解させること出来た等の活動の結果、組合所有山林の価値を見直す事が出来た。

②の組合をそのまま維持する方向

組合を維持し森林を守っていききたいが、収益がないのに法人住民税などの税金の支払いが組合経営を圧迫しているとの意見が多い。

納税金額を軽減するための方策として

- ・保安林指定により固定資産税の軽減
- ・納税分の収益を得るため森林組合を利用して収益が得られる林分を選定し、搬出間伐を委託して収益を得る。
- ・収益が得られる組合の付帯事業を実施する。(なかなか適当な事業は見あたらない)

③の解散する方向解散する方法として

- ・資産を売却する

資産を売却する方法は宅地等であれば売却可能であるが、分収契約地は契約が長期に亘るため資産を全て売却するのは困難である。また、売却によって森林の皆伐とか林地開発が進み水とか地域に影響を及ぼす可能性がある。売却先を慎重に選択することが必要。

- ・資産を個人分割する

分割する基準や分筆する費用の捻出等の問題があり、組合員数が少なければ可能と考えられるが組合員数が多い組合は困難と考えられる。

- ・地縁団体へ譲渡する組合の区域、組合員が地域の自治会とほとんど一緒であれば自治会を地縁団体として資産を引き継ぐことが考えられる。違えば権利関係の調整で難し

いと思う。

生産森林組合を解散するのは簡単だが清算行為が必要で、清算するとき資産を再評価する事が必要。帳簿価格と評価価格（時価）に差が生じた場合、清算所得が生じこれにも法人税が課税され、この税金を払うための現金が無く解散できないところもある。

おわりに

生産森林組合は、組合員が資本と労働と経営参画により森林経営を行うものであり、そのため常時従事義務が課されている。しかし高齢化の進行で組合員自ら事業を実施出来なくなっている。それに加えて木材価格の低下により搬出間伐を行っても必ず収入が得られるわけではなく委託経費とトントンとなるケースが増えている。このままでは何の活動も出来ない休眠組合が増加していくのではないかと思う。

地域でこれだけの大きな面積を持っている者はなく、この状況を解決していくため

- ・地域の林業事業者と生産組合が連携し森林の共同経営を行う。
- ・生産森林組合制度を実情に合った制度改正が必要。

### 第3報告

#### 認可地縁団体による森林管理 —生産森林組合との違いと問題点—

東京大学 山下詠子

#### 1 はじめに

入会林野の地盤所有の登記名義に関しては様々な問題がある。例えば、未整備入会林野と呼ばれるような社寺有、部落有、記名共有、個人有の名義となっている林野では、登記名義人と実質権利者が一致していない。また、法人格を持ち団体名義で登記はできていても、生産森林組合では運営上深刻な問題を抱えているところが多いと思われる。

そのような中、生産森林組合や、入会林野整備を行っていない単なる入会集団などが認可地縁団体になるケースが出てきている。認可地縁団体（以下、地縁法人）制度は、町内会・自治会等が市町村長の認可により法人格を取得できる制度である。平成16年のデータでは全国に22,050団体が認可され、その後も増え続けていると思われる。

本日は長野県の飯山市、栄村、旧伊那市で行った調査に基づき、地縁法人、生産森林組合、入会集団の制度面の比較および実態分析の結果を報告する。

#### 2 制度分析

##### 2.1 生産森林組合・地縁法人・未整備入会集団の制度比較

**集団の性格** 生産森林組合には、林業経営の協業組織という明確な目的があるが、地縁法人は一定の地区に居住する集団であり、そこでの地域生活を円滑にするための団体である。

**構成原理** 生産森林組合は出資を通じて加入・脱退が決まるが、地縁法人には金銭の動きはなく、地域に居住する人全てが構成員になることができる。そのため、入会権を持っていない非権利者の加入を拒むことはできない。ただし、地縁法人における、転出と同時に脱退するという規定は、入会権における離村失権と共通する。

**地盤所有権の登記名義** 地縁法人は法人格を持っているため「何区」とか「何組」などの名前で登記をすることができる。この点が法人格を持たない入会集団とは大きく異なる。

**権利関係** 生産森林組合は、入会林野近代化法による場合は入会権が無くなっているが、地縁法人は設立にあたってこのような入会権の消滅手続きを経るわけではない。そのため、入会権の存否は外からは判断がつかない。法解釈としては、地縁法人そのものが入会権を持つことはできない。ただし、地盤所有権は地縁法人名義になっていても、その上に地役的な入会権が残っているケースは考えられる。

**設立・解散の手続き** 生産森林組合は都道府県知事の認可によるが、地縁法人は市町村長の認可により、簡便な手続きで設立することができる。具体的には、規約、構成員名簿、区域を示したものと総会議事録を揃えて市町村長の認可を受ける。

**収益の用途** 生産森林組合では収益を共益費には充てず、個人分配するのが原則である。地縁法人の場合は、個人分配することはできず、共益費に充てなければならない。

**林業経営** 生産森林組合は林業経営を行う上で数々の優遇措置が設けられている。地縁法人は本来森林を保有するための制度ではなく、法律の趣旨としては公民館などの保有を想定して作られたものと思われ、林業経営に関する優遇措置はない。

**事務・会計処理** 地縁法人も法人であるが、生産森林組合のような会計処理は必要なく、唯一規約内容が変更されたときに手続きが必要である。具体的には、代表者が交代したとき等に市町村役場に行って書き換えの手続きをするくらいである。

**税金** 生産森林組合は法人住民税が課税される。地縁法人は、法人ではあるが収益事業を行わない限り法人住民税は課税されず、市町村によっては固定資産税の減免措置がとられている。

## 2.2 制度活用のメリットとデメリット（※メリットは（+）、デメリットは（-）で示す）

### (1) 入会集団から生産森林組合になる場合

- (+)・林業経営上の優遇措置（従事分量配当や行政指導）を受けられる。
  - ・団体名義で林野を登記できるため、分収契約や保安林指定が円滑になる。
- (-)・林業生産活動の実態がないと制度上の規定（法人住民税の均等割等）が負担になる。

### (2) 未整備入会集団から地縁法人になる場合

- (+)・簡便な手続きで法人格が得られ、団体名義で林野を登記できる。
  - ・市町村によっては固定資産税が減免されることもある。
- (-)・収益は個人分配できず、新規住民を含む構成員の共益費に充てなければならない。
  - ・保有資産の登記名義の変更に大きな経費を必要とする。
  - ・入会権の扱いを明確にしないと、入会権者と新規住民（非権利者）の間で軋轢が生じる可能性がある。

### (3) 生産森林組合を解散して地縁法人になる場合

- (+)・生産森林組合の制度的規定、法人住民税の負担から脱却できる。
- (-)・構成員に新規住民を含み、収益の分配が出来ない。
  - ・組合の解散や資産を地縁団体に引き継ぐ際に、多くの経費と手続きを要する。

### (4) まとめ

林業経営の実態がある場合は、種々の優遇措置のある生産森林組合が最も適切で、制度上のメリットを最大限に活かすことができる。林野から収益が全くない場合は、税金や運営コストを圧縮できる地縁法人の方が生産森林組合より適している。ただし地縁法人の場合、新規住民を含むこと、収益は分配できない点、入会権の存否には注意が必要である。

## 3 飯山市と栄村における地縁法人化の実態

飯山市（人口約 26,000 人、林野率 60.3%）は平野部が広がる農村地域であり、栄村（人口約 2,600 人、林野率 87.1%）は高齢化が進む山村である。飯山市には 119 の集落があり 3 つの生産森林組合が設立されるとともに、地縁法人化が進んでいる。栄村は 7 つの生産森林組合が設立されている。両市村の集落を、林野の所有形態別に①から④に分類した。

### ①入会集団から地縁法人化

入会林野整備の対象外の集団、主に小面積の林野を持つ集団や生産森林組合の設立を望まない集団が、集団名での登記を目的に地縁法人化している。入会権の存否はほとんど認識されておらず、市に提出する規約にも何も書かれていない。ただし 1 集落が規約に入会権という言葉を入れ、離村失権等の規定を設けていた。林野の管理作業は最低限しか行われず、林業経営をやっていくというより財産保持目的で山を持っているという特徴がある。

### ②生産森林組合を地縁法人化

飯山市では、近代化法により設立した生産森林組合 3 つの全てが解散して地縁法人になっている。3 組合に共通して、権利関係の整備を主目的に生産森林組合を設立し、生産森林組合としては林業生産活動の実態がほとんどなかった（天然林の割合が高いため）。そのため、税金・会計事務から脱却するために解散した。

### ③未整備入会集団で存続

地縁法人化したいという意思はあるが、登記経費や担い手を確保できないため実現していない事例が見られた。また、記名共有での登記という現状で特に問題ないとして、法人化を見送った事例もある。あるいは、地縁法人の権利関係に不安を抱くなどで、法人化する意思がない事例がある。

### ④生産森林組合で存続

栄村では 7 つの組合全てが解散せず存続している。理由として、過去に伐採収入があり森林の資産的価値を高く評価している。また、財政的にも逼迫した状況でなく、林業経営の意欲や実態があるため、優遇措置のある生産森林組合から敢えて外れる必要性は薄いと思われる。また、栄村森林組合からの生産森林組合を存続してほしいとの指導もある。

### まとめ

地縁法人化の評価としては、入会林野近代化政策から取り残されてきた未整備入会集団に、団体名義でのより簡便な登記手段を与えているといえる。また、解散を望んでいる生産森林組合有林の解散後の受け皿としても機能しているかと思う。一方、地縁法人が抱える問題として、登記名義の面ではクリアされても、入会権の整備にはならないことが将来問題となる可能性がある。（現時点で飯山市、栄村では問題とはなっていない。）

## 4 新戸との混住化地域における地縁法人制度への対応

調査地の長野県旧伊那市（人口約 63,000 人、林野率 58.3%）には工業団地があり、人口が微増し混住化が進んでいる。

入会集団構成員と新戸・旧戸の関係性を次の 3 つに類型化した。

- ①原型（新しく入る家も出る家も少なく、入会集団と地域自治集団が一致している。）
- ②新旧分離型（混住化が進んでも新戸には入会権を与えない。）
- ③新戸許容型（新戸を入会集団の構成員として認める。）

### ②新旧分離型の事例

上牧区（460 戸、旧戸は 21%）では、区の共同墓地を分譲し、売上金を旧戸で分配してきた。共有地（墓地や山林等）を管理する共有地管理委員会は、昭和 50 年に区から独立して旧戸のみの組織に変わった。共有林の登記名義は神社で問題があるため、役員は地縁法人化して区名義にしたいと考えているが、旧戸には反対する家があるため実現していない。

境区（旧戸は 21%）では、官行造林の管理団体として「境自力更生会」（今は社団法人）を設立し、旧戸のみが構成員となり山を所有している。境区では、公民館など山林以外の財産の登記のために区として地縁法人化した。その結果、境区の中には社団法人である山林を持つ団体と公民館等を持つ地縁法人との二つが存在するが、新旧住民間のトラブルは起きていない。



### ③新戸許容型の事例

原新田区(旧戸は37%)には区有林があり、旧戸の住民が植林してきた経緯がある。わずかだがスキー場からの貸付け収入もある。ここでも登記名義が問題になり地縁法人化し、山林等も全て地縁法人のものにした。山林を管理する林業委員会は区の下部組織になっており、新戸にも役員が割り当てられ、区に加入すれば同時に山への権利も持つことになる。ただし、区に入るには加入金5万円が必要である。

下殿島区(旧戸は80%)では、記名共有林に入会林野整備事業を導入して生産森林組合を設立した。ただし、木材生産が望めず税負担が大きいため組合を解散し、他の区有地と併せて地縁法人とした。従って後から入ってきた何十戸という住民は元々組合員でなかったが、地縁法人の構成員になったため山林に対する権利も持つことになった。

#### まとめ

旧戸の既得権意識が強く、新戸・旧戸間で林野に対する権利の違いが明確な場合は、地縁法人化を踏みとどまることがある。逆に区の共有財産と認識されている場合は、地縁法人化して新戸が混ざっていても抵抗が少ない傾向が見られる。混住化地域においては、新戸・旧戸の割合や既得権意識とのバランスの中で、地縁法人化への対応が決められるのではないかと考えられる。

## 5 地縁法人制度に対する関係機関の対応

### (1) 長野県林務部

入会林野整備の促進より生産森林組合の活性化が課題となっている。整備をしていない入会集団の地縁法人化は把握されていない状況にある。

### (2) 長野県林業公社

分収林の契約対象地には記名共有地が多いので、公社としては分収金の配分先を明確にするため地縁法人化を呼びかけているが、呼びかけにより法人化したところはない。

### (3) 市町村

認可主体であるが積極的な行政指導は求められておらず、市町村によって地縁法人の多少にばらつきがある。長野市では、地縁法人が収益事業をすると課税されるということで、地縁法人が林野や駐車場を保有しないよう指導している。

### (4) 森林組合

飯山市が含まれる北信州森林組合では、積極的ではないものの地縁法人化を推奨している。栄村では、生産森林組合を解散して地縁法人化することは避ける指導を行っている。

## 6 地縁法人制度の評価

地縁法人制度は、入会林野近代化政策から取り残された集団、また生産森林組合の解散後の受け皿を提供している点で、登記簿上のみという限定つきでの入会林野保全策として評価できるのではないかと。地縁法人制度は入会林野政策と関係なく創設されたため、森林管理主体としての地縁法人の適性について懸念されていた。しかし、実態として森林管理に変化は出てきていない。地縁法人化により入会権の存否について問題が潜在化している場合や、今後問題が顕在化しそうな場合は、地縁法人化を避ける選択が適しているといえるだろう。

一方、政策面での課題も挙げられる。まず、生産森林組合制度は現状に合わなくなってきた

ているため、見直しが必要である。加えて、林野行政としてもより積極的な対応や、地縁法人化により森林管理にどのような影響あるか等の情報提供が求められる。地縁団体の認可業務は市町村の総務担当であることが多く、林野担当の窓口とは異なることも、現状把握がされにくく政策的対応を遅らせる一因となっていると思われる。

付表 飯山市・栄村の地縁法人の概要

区名	奈良沢(飯山市)	大倉崎(飯山市)	倉本(飯山市)	小菅(飯山市)
地縁法人化の契機	制度ができたのを知り、地縁法人化の機運が高まった。	60数名の共有名義者には死亡している人が多かったため。山林よりも宅地や河川敷が問題になっていた。	1979年に登記した名義人2人が転出したため。公会堂敷地を購入したことも契機に。	名義人3人が死亡して問題になった折、市の通知より制度を知ったため。
林野の前所有名義	個人又は2-10人の代表者による共有。神社。	60数名による共有、代表者個人、代表者数名による共有。	代表者2名による共有。	個人・2-3名による共有、小菅神社、瑞穂村、飯山市。
認可年月日	1995.12.25	1996.9.5	1997.10.16	2000.6.7
地縁法人の保有資産	山林原野2ha、境内地、宅地、畑	畑75a、墓地20a、山林13a、雑種地10a、宅地9a、原野5a、建物	山林0.7ha、原野5.3ha、その他(薪炭林)7.5ha、建物、宅地、水田、畑地、溜池、雑種地	山林33.5ha、原野9.6ha、溜池19ha、墓地、田、畑、宅地、雑種地、池沼
認可手続き・登記経費	294万円(特別負担金を5年間で徴収)	20万円(うち、登記経費は10万円)	約10万円	約70万円(スキー場用地賃貸料より支出)
林野の管理・利用状況	2004年現在森林管理作業は特に行っていない。	年に一度境界廻りを行っている。	1985年頃以降は人工林の手入れを行っていない。	役員が年に一度境界廻り、枝打ちを行う。一部は枝打ち・間伐を森林組合に委託。
林野管理の役職	現業委員4名、財産管理委員6名	財産管理委員会4名(新設)	用水と兼任で管理者が1名	用水共有地委員会7名

区名	西大滝(飯山市)	上境区(飯山市)	平滝区(栄村)	小赤沢区(栄村)	五宝木区(栄村)
地縁法人化の契機	生産森林組合では林業生産を行わず、書類整備や税負担を避けるため。保有森林は地縁法人へ無償譲渡。	公会堂等の登記のため区は既に地縁法人化していた。その後経営難から生産森林組合を解散した。	登記名義人が死亡し、相続の際にトラブルが発生したことを契機に。	入会林野整備事業でトラブルが発生し、事業は頓挫し、その後地縁法人制度が創設されたため。	小赤沢区が地縁法人化したことを知ったため。
林野の前所有名義	生産森林組合(1985年設立)	生産森林組合(1986年設立)	代表者3名の共有、社寺。※林野は「栄村」名義。	小赤沢組、組有、栄村有。	3名による共有(前は国有地だったが記名共有に)。
認可年月日	2000.10.20	2000.3.10	1994.7.20	1995.1.10	2000.9.5
地縁法人の保有資産	山林378.9ha(その他は未確認)	山林46ha、宅地、建物	山林366.21ha(その他未確認)	山林47.7ha、原野1.6ha	保安林7.7ha、原野31ha、牧場24.5ha、用悪水路、公衆用道路、雑種地、宅地、境内地
認可手続き・登記経費	10数万～20万円	140万円	不明。(道路用地売却収入、線下補償金より支出。)	約10万円	38万円
林野の管理・利用状況	補助事業を導入して除間伐・枝打ちを行う年もある。	2001,2003年度に補助事業を導入して枝打ち・間伐を実施。		山菜を採取。その他に現在も管理作業は住民で実施。	数年に1度下刈り・除間伐、毎年境界見回りを実施。山菜等の採取利用。
林野管理の役職	区長が兼務	特になし(区の協議員が対応)	特になし	地縁団体役員7名+区長	特になし

(聞き取り調査より筆者作成)

## 質 疑

(司会) 生産森林組合、地縁法人、入会集団それぞれの特徴と管理主体の変動の実態に基づいた課題について報告があったが質問はないか。

(豆田) 質問とお願いを3点したい。

### ①税金問題について

現在、林野庁から森林整備活動支援交付金をいただいているが、生産森林組合の場合は収益として計上すること求められている。個人は青色申告していても一時所得として申告するようになってきている。地縁団体の場合は、事業収益でないとして税の申告をする必要がないのか。

### ②生産森林組合の指導について

国、県、市町村が推進して設立されたと思うが、造るだけであとは放りっぱなしで登記関係、税務関係の指導もされていなかった。法人住民税は納めているが、佐賀の場合これに税の半分程度を助成として育林助成金をいただいている。これの全国への展開が必要と考える。

### ③森林整備活動支援交付金制度の継続

現在、林野庁からの交付金で生産森林組合は経営が成り立っている。この制度の継続をお願いしたい。

(山下) ①については詳しく調べてはいないが、会計を地縁団体の本来の事業と収益事業に分けるべきで収益事業については対象になると思う。

(中尾) 報告で生産森林組合が地縁団体になっているが、生産森林組合は入会整備によるものとそうでないものがあると思う。地縁団体になったものは全て入会林野であったものか。入会林野であったものとそうでないものはずいぶん違う。また、私は入会林野がそのまま地縁団体になることは不可能だと思う。

(山下) 生産森林組合は全て入会林野整備したものです。長野県では生産森林組合は全て入会整備によるものです。

(緒方) 地縁団体が出来たというのは入会権ありきの話であったのかそれとも別で地縁団体を造るといふ動きのなかで入会権まで取り込むという形で出来たのかどちらの傾向が多かったのか

(山下) 入会権ありきで地縁団体として法人化したかどうかということだが今回の調査では半々だと思う。

(中尾) 林野庁から説明すべきものだが、地縁団体というのは極端に言えば公民館を登記するためのものであって入会林野整備とは関係ないものである。

(松原) 私も地縁団体について西日本入会林野研究会で発表したことがあるが、当時山口県下では地縁団体については無関心であった。そもそも地縁団体の法律が出来たのは下から公民館などを登記したいという陳情の結果出来上がったもので、自治省が奨励して造ったわけではない。だから国として全然把握する気がなく指導する気もない。たまたま山口県は平成12年に町村会が行った調査では市町村によって非常にバラツキがあった。長野県ではいかがであったか。

(山下) 全体的な感触は山口県と同じようだが市町村のどの窓口で聞いたかにもよると思う。林野担当の窓口でも積極的に位置づけているところがあるが知らないところもある。知っている関連づけて把握していない場合が多い。認可主体が市町村であるが質問されたときに答える程度で積極的には対応していない。

全国調査は平成14年が最終でその時の数字が22,000法人となっている。

## 第4報告

### 村落とその法的規律について

・・・旧「村」(ムラ) 財産の帰属をめぐる法律問題・・・

箕面市 岡本 常雄

### はじめに

近年、ある財産の帰属を巡って、それが「入会団体」、「財産区」、「地縁による団体」のいずれに帰属するか、問題となるケースがある。今後も、同様の問題が発生する可能性は否定できない。

そこで、本稿において、この問題の発生原因を明らかにするとともにあるべき対応策について検討する。

なお、本論に入る前に、本稿において使用する用語を整理しておく。

#### ア 「村落」

「村落」とは、社会学的用語として、人口や家屋の密度が小さく第一次産業に従事する人の割合が高い集落で、単に「村」ともいう、と理解されているが、法的には、明治以前の幕藩時代からの「村」や「部落」をさすのが一般のようである。そこで、本稿では「村落」は「部落」又は「村」を意味するものと理解している。

#### イ 「部落」又は「村」

「部落」という言葉は明治21年の市制・町村制理由に明記されている。すなわち、「大市町村ニ於テハ現今既ニ特別ノ財産ヲ有スル部落アリ現今ノ小町村ヲ合併スルトキハ更ニ又此ノ如キ部落ヲ現出ス可シ其ノ部落ハ即独立ノ権利ヲ存スルモノト謂フ可シ」と。

ここでは、「部落」と市町村の「村」とは明確に区別して用いられていることがわかる。すなわち、「部落」は、市制・町村制施行以前の「村」を、市町村の「村」は、行政単位としての「村」をそれぞれ指していることが分かる。

なお、この市制・町村制理由は、「部落」を「字」などという場所の名称や地名としてでなく、権利者集団としてとらえている点が注目される。

ところで、「村」には、「自然村」と「行政村」があり、前者は、農耕や漁労を通じて自然に形成された村落共同体を、後者は、行政単位として区画された村をそれぞれ指すと一般にいわれている。

すなわち、市制・町村制施行以前の「村」は自然村に、行政単位としての市町村としての「村」は、行政村に、それぞれ該当するものといえよう。

そこで、本稿では、市制・町村制施行以前の自然村を「部落」又は「村」(ムラ)、行政単位として区画された「行政村」を「村」(そん)とそれぞれ呼ぶことにする。

#### ウ 「入会団体」

「入会団体」は、入会権を有する団体である。入会権は、近世幕藩時代の「村」又は「組」などの入会集団がその構成員とともに当時から有していた土地等の財産に対する管理支配権をほぼそのまま民法上の権利として認められたものである。

#### エ 「財産区」

「財産区」は、特別地方公共由体の一種で、市町村の一部である「区」が、市町村と別個に、独立して自ら財産を有する団体である。なお、財産区には、旧・新の二種類がある

が、本稿では旧財産区が問題となるため、以下、旧財産区について検討する。

#### オ「地縁による団体」

「地縁による団体」とは、平成3年の地方自治法改正により設置されたもので、自治会、町内会など、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、市町村長の認可を得て法人格を取得した団体である（注1）。

### 〔I〕 本論

ここでは、「入会団体」、「財産区」又は「地縁による団体」をそれぞれ比較対照したうえで、これら三者間において発生する財産帰属の問題点の原因を明らかにする。

#### 1. 「入会団体」、「財産区」又は「地縁による団体」の共通性ないし類似性

ある財産が「入会団体」、「財産区」又は「地縁による団体」のいずれに帰属するか、という問題が生じる原因として、これら三者のそれぞれの要素である「一定の区域」及び、その「構成員」の共通性ないし類似性が考えられる。

##### （1）対象となる「一定の区域」の共通性ないし類似性

① 入会団体がその構成員と共に有する入会権は、近世幕藩時代の「村」又は「組」などの入会団体が当時から有していた一定の区域内の土地等の財産に対する管理支配権をほぼそのまま民法上の権利として認められたものであるから、そこでいう「一定の区域」とは、一般に、明治以前の「村」（ムラ）の区域を対象とすると考えられる。

② （旧）財産区は、明治22年の町村制施行の際、合併により新市町村の財産となることを回避し、従前の「村」に所有権を留保することを目的に設けられた、特別地方公共団体たる公法人として「町村内の区」、「町村内の一部」又は「合併町村にして別に区域を存して一区を為すもの」（町村制64条）である。すなわち、（旧）財産区は、明治22年の町村制施行の際に既に財産を有していた「町村内の区」、「町村内の一部」又は「合併町村にして別に区域を存して一区を為すもの」を指す。このように、（旧）財産区は、「町村内の区」、「町村内の一部」又は「合併町村にして別に区域を存して一区を為すもの」であるから、その対象となる一定の区域とは、町村制により合併する以前の「村」（ムラ）、すなわち、明治以前の「村」（ムラ）の区域を対象とすると考えられる。

③ 「地縁による団体」は、自治会、町内会など一定の区域において地域的活動を行うことを目的とする団体である（地方自治法260条の2第1項）が、自治会・町内会は、「大字」（おおあざ）という行政区域単位で組織される例が多い。この「大字」というのは、町村制施行時に行った合併によって、町村の一部となった明治以前の「村」（ムラ）を指す概念である。

したがって、大字を単位とする自治会、町内会は、明治以前の「村」（ムラ）の区域を対象とすると考えられる。

##### （2）「構成員」の共通性ないし類似性

① 「入会団体」は、一定の区域の範囲内において共同して生活する住民のうち、その構成員としての資格を有する者で組織されている。すなわち、入会団体の構成員は、明治以前の「村」（ムラ）の区域の範囲内で生活する住民であることが前提となっている。

② 「財産区」は、一定の区域を対象としているが、その一定の区域とは、町村制により合併する以前の「村」（ムラ）、すなわち、明治以前の「村」（ムラ）であり、その

区域の住民がその構成員となる。

③ 「地縁による団体」が前提とする自治会・町内会は、「大字」（おおあざ）という、明治以前の「村」（ムラ）を区域の対象とする場合が多く、その構成員は、明治以前の「村」（ムラ）の区域の住民を対象としている。

#### （3）小括

以上のとおり、「入会団体」、「財産区」又は「地縁による団体」の三者は、いずれも、明治以前の「村」（ムラ）の区域及びその住民を対象とするという点に共通性ないし類似性を有することから、これが一因となって、これら三者の区別が不明確なまま取り扱われ、その結果、財産の帰属先について問題が生じていると思われる。

#### 2. 「入会団体」、「財産区」又は「地縁による団体」の主な相違点

前段で述べたとおり、これら三者の要素には、共通性ないし類似性が認められる。しかし、法は、次のとおり、これら三者を明確に区別して規律している。

##### （1）目的

- ① 入会団体は、入会権の対象となる財産を所有し又は管理利用することを目的とする。
- ② 財産区は、市町村等の一部である区が独立して財産を所有することを目的とする。
- ③ 地縁による団体は、自治会又は町内会が不動産を所有することを目的とする。

##### （2）性質

- ① 入会団体は、私法上の団体であり、非法人である。
- ② 財産区は、地方自治法上の特別地方公共団体として公法人である。
- ③ 地縁による団体は、地方自治法に基づくが、私法上の社団法人と解される（地方自治法260条の2第15項は、民法69条の社団法人の規定を準用している。）（注2）。

##### （3）権利能力の範囲

- ① 入会団体が慣習により有する権利の及ぶ範囲
- ② 財産区は、その財産等の管理及び処分又は廃止に限定
- ③ 地縁による団体は、規約に定める目的の範囲内

##### （4）帰属対象の財産

- ① 入会団体に帰属する財産は、町村制施行以前に「部落」又は「村」（ムラ）という自然村に帰属していたものを対象とする。
- ② （旧）財産区に帰属する財産は、町村制施行以前に行政区画の単位としての行政村に帰属していたものを対象とする。
- ③ 地縁による団体に帰属する財産は、それに帰属する不動産又は不動産に関する権利等を対象とする。

ところで、地縁による団体は、前述のとおり、平成3年の地方自治法改正により設けられたものであるが、自治会、町内会は、昭和22年5月3日政令15号（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、終業禁止その他の行為の制限に関する件）により解散し、団体名義の財産を処分することが義務づけられた。その後、昭和27年の講和条約発効により、昭和22年の政令15号は廃止された。

この経緯からみれば、地縁による団体は、昭和27年以前は実質的に財産を保有できな

ったこと、それが可能となったのは、昭和27年以降ということになる。

すなわち、昭和27年以降に自治会、町内会が取得し実質的に所有していた財産について、平成3年の地方自治法改正後、認可団体となることによって、名実とも地縁による団体の所有となったと考えられる(注3)。

#### (5) 構成員

① 入会団体の構成員は、一定の区域の住民の内、世帯主など入会団体が認める構成員としての資格ないしは地位を有するものである。すなわち、入会団体が対象とする区域の住民であっても、当然には入会団体の構成員となれるわけではない。なお、構成員としての資格の得喪は、当該団体が自律的に決定しうる。

② 財産区は、特別地方公共団体としての公法人であり、その対象とする一定の区域の住民すべてが当然にその構成員となる。その構成員としての資格の得喪は、その区域における住民たる資格の得喪によるのであり、財産区自体が自律的に決定する余地はない。

③ 地縁による団体は、一定の区域の住民を構成員とするが、規約で「構成員の資格に関する事項」を規定することができ、正当な理由があれば、加入を拒みうるようになっていいる。したがって、その区域住民全員が必ずしもその構成員となるわけではない。このように、地縁による団体は、一定の範囲において、構成員としての資格の得喪について、自律的に決定しうる余地がある。

## 〔Ⅱ〕 各 論

ここでは、入会団体、財産区又は地縁による団体の三者の関係に関わる問題点を検討する。

### 1. 入会団体は、地縁による団体となれるか

地縁による団体は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体であり、特定の活動を目的とする団体は、これにあたらぬと解される。入会団体は、入会権を有する団体として、一定の土地を共同で所有し又は管理利用するという特定の活動を目的とする団体にあたることから、そのままでは地縁による団体とはなれない。

### 2. 入会団体の財産が地縁による団体の財産となるための方法

入会団体がその有する財産を地縁による団体に譲渡することにより、入会団体の財産を地縁による団体の財産とすることはできる。

(1) 入会団体と地縁による団体は、法律上別個独立の法主体であるから、両者間に財産権移転の法律行為が必要である。

(2) 譲渡人である入会団体内部における意思決定手続を経て、その代表権を有する者が譲受人である地縁団体の代表者との間で譲渡契約を行う。

(3) 譲渡によって、入会権に基づく使用収益権も消滅する場合とそれが残存する場合がある。前者の場合、使用収益処分権はすべて地縁による団体に帰属し、入会権は消滅する。後者の場合は、入会権者以外が所有する土地に地役入会権を有することになる。

### 3. 財産区財産を地縁団体に譲渡する方法

財産区財産の処分又は廃止は、市町村の財産とするものでない限り、知事の事前協議・同意が必要である。地縁による団体は、私法上の社団法人にすぎないから、市町村に当たらず、したがって、知事の同意を得た上で譲渡することになる(地自法296/5-2)。

ところで、財産区財産の管理処分廃止については、原則として、地方自治法の定める地方公共団体の財産の管理処分廃止に関する規定による。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別規定がある場合は、その規定が優先適用される(地自法294-1)。

したがって、財産区財産の処分に当たっては、それが、地方自治法96条1項の規定する「政令で定める基準に従い条例で定める財産の処分」に当たる場合は、議会の議決(財産区議会又は総会があれば、その機関。地自法295)の議決を得たうえで、知事との事前協議を経て、知事の同意を得る必要がある。

他方、それが、地方自治法96条1項の「政令で定める基準に従い条例で定める財産の処分」に当たらない場合は、議会の議決(財産区議会又は総会があれば、その機関)の議決を要せず、知事との事前協議を経て、知事の同意を得れば足りる。

### 4. 入会団体の財産が財産区財産となれるか

財産区は、特別地方公共団体という公法上の法人であり、法令に基づかない限り、すなわち、(旧)財産区については、明治22年の町村制114条の要件を充たさない限り存在し得ない。なお、財産区は、事後的に創設することはできない。

入会財産は、明治22年の町村制施行時点で財産区に帰属しないから、財産区財産とはならない。

では、財産区は、新たに入会団体の財産を譲り受けることによりその財産区財産とすることはできないか。財産区は、本来、その所有し又は設置する財産又は公の施設の管理及び処分することができるだけである。ただし、その財産区の本来の目的及び性格から、許される範囲内で新たに財産を取得しうる。また、財産区は、本来有する現金をもって不動産を購入することは可能とされている。

したがって、財産区の本来の目的及び性格から許される範囲内において、入会財産を取得することにより、入会団体の財産を財産区財産とすることは可能である。

### 5. 財産区財産と入会財産の区別

明治22年の町村制施行の際に、行政村としての「村」(そん)が、既に財産を有していた場合(旧)財産区、その際に、生活共同体である自然村である「村」(ムラ)に帰属していた財産は、入会財産である。

町村制施行の際にいずれに帰属していたか、どのような基準で区別するか問題となる。

ところで、明治以前の幕藩時代に「村」(ムラ)又は「部落」という自然村に私有として帰属していた財産が、明治政府の町村制という地方制度改革によって公的団体である財産区に帰属する理由はない。

したがって、明治以前の幕藩時代以降、自然村に帰属していた財産が財産区に移転したという特段の事情がない限り、財産区財産とならない。

換言すれば、自然村に帰属していた財産が財産区に帰属したという事情がある場合に限り財産区有財産となり、そうでない場合は、入会財産であると解する。

## 〔Ⅲ〕 結 論

以上概観したとおり、「入会団体」、「財産区」又は「地縁による団体」は、元々は、「村落」である「村」(ムラ)や「部落」に由来し、それが、その後の土地制度改革や地方制度改革に基づく法律により、さまざまな規律を受けて、分化、発展し、今日のそれぞれの

制度に至っていると考えられる。しかし、三者は全く似て非なるものである。

ところで、ある財産の帰属を巡って、これら三者のいずれに帰属するか、という問題は、これら三者の区別が明確に理解されていないことに一因があるといえよう。

今後は、正しく法を理解したうえで、法の規律に則り、適正にこれらの制度が運用されることが望まれる。

#### 【補足説明】

(注1)「地縁による団体」の法人性について、島根大学江渕教授より問題提起がなされた。その趣旨は、地縁による団体に関する規定形式が他の法人と異なっており、その点をどのように理解するのかという点にあると思われる。

すなわち、「中間法人は、法人とする。」(中間法人法3条)、「地方公共団体は、法人とする。」(地方自治法2条1項)、「会社は、法人とする。」(会社法3条)等、ある組織が法人である場合には、「法人とする」との明文規定を設けるのが一般的である。ところが、「地縁による団体」については、「権利を有し、義務を負う」(地方自治法260条1項)と規定するだけで、「法人とする」との明文規定が設けられていない。

そこで、「地縁による団体」について、他の組織と異なる規定形式になっている理由は何なのか、そして、法があえてこのような規定形式としたのは、「地縁による団体」に対し、一般的な権利義務帰属主体としての「法人格」を付与する趣旨ではないのではないか、確かに検討の余地がある。

この点、法人とは、自然人以外で権利を有し義務を負う能力を有する者を総称するから、「地縁による団体」が法人であることは否定できないと思われるが、認可権者が国ではなく、市町村長であること(地方自治法260条の2第5項)、その公示方法も国が直接関与しない、市町村長の証明書であること(地方自治法260条の2第12項)、認可要件の欠如による市町村長の職権取消により消滅しうること(地方自治法260条の2第14項)等、他の法人と異なる独自の取り扱いがなされることから、他の法人と異なる規定形式としたと考えることができるのではなかろうか。

(注2)「地縁による団体」の法的性質に関し、広島修道大学矢野教授から質疑が寄せられた。

この趣旨は、地縁による団体は公法たる地方自治法に規定されているが、その根拠規定たる地方自治法260条の2第15項自ら民法69条の社団法人の規定を準用していることから、その法的性質は、私法上の社団法人と解されることを前提に、それが、公益法人か否かについての問題提起だと思われる。

すなわち、地縁による団体は、一定の目的で結合した団体であることから、社団であることは異論がないとして、問題は「公益」団体かどうかであるが、この点、確かに、地縁による団体を「公益法人」とであると指摘する見解がある(基本法コンメンタール「地方自治法」〔第四版〕日本評論社、447頁)。

しかし、公益性の判断基準として、法は、「不特定かつ多数者の利益の増進に寄与する」と規定しており(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律2条4号)、地縁による団体すべてが必ずしも公益法人とはいえないのではなかろうか。

なぜなら、地縁による団体は、一定区域の住民により組織する団体が地域的な活動のた

めに不動産等を保有するものにすぎず(地方自治法260条の2第1項)、したがって、必ずしも、不特定かつ多数者の利益の増進に寄与するとはいえないのではなかろうか(もちろん、中には、不特定かつ多数者の利益を増進する者、すなわち、公益法人もあり得る。)

そこで、地縁による団体は、一般的には公益法人ではなく、公益も私益も目的としない中間法人に類するものであると考える次第である。

(注3)地縁による団体にする説明の中で行ったポツダム政令15号に関し、中尾西南学院名誉教授(弁護士)及び矢野広島修道大学教授より、質疑がなされたので、この点について、下記のとおり文献(「林野入会権 その整備と課題」武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊 編著 一粒社、60~61頁)を引用して補足説明とする。

「いわゆるポツダム政令とは、戦後の連合軍占領下の日本において、連合軍司令部の指令により日本政府が発した政令のことである。そのうち、昭和22年の政令15号が『町内会・部落会』の解散と財産処分に関するものであったため、市町村では、これにより入会林野(「部落有林野」)が市町村有財産に組み入れられたという誤解を生じたようである。入会林野の帰属に関する重大な誤解であるので念のため要点を解説しておく。

政令の正式名前は「昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件」(昭和22年5月3日政令15号・施行昭和22年5月3日、廃止昭和27年4月28日)。関係条文は第2条、第6条である。

第2条第1項 この政令施行の際現に町内会部落会又はその連合会に属する財産は、その構成員の多数を以て議決するところにより、遅滞なくこれを処分しなければならない(以下略)。

第2項 前項で規定する財産でこの政令施行後2箇月以内に同項の規定により処分されないものは、その期間満了の日において当該町内会部落会又はその連合会の区域の属する市区町村に帰属するものとする。

第3項(補償規定)略。

第6条第1項 従前の町内会部落会若しくはその連合会又は隣組の解散後において結成されたこれらに類似する団体は昭和22年5月31日までに解散しなければならない。(第2・3項略)。

誤解の生じたもとは、政令が「部落会」「部落会に属する財産」という言葉を使い、一方、住民総有の入会林野(入会財産)のことを「部落有林野」と称する言語慣行があったことである。どちらも部落という語を使ったため、両者を同一のものと誤ってうけとったわけである。

つぎに述べるように、両者は全く別のものである。「部落有林野」(入会林野)は政令のいう「部落会に属する財産」ではなく、したがって、政令によって市町村財産に編入されることはない。

政令15号にいう町内会部落会とは、戦時中(昭和18年3月2日の市制・町村制の改正によって強制的に作られた国家総動員体制の末端組織のことである。それまでに事実上存在していた隣保組織(市街地における町内会、農村部における部落常会など)を法律上の組織とし、中央地方官庁の指示下におき、戦時国策遂行の末端組織として位置づけたものであった。それだからこそ、戦後の連合軍の指令によって解散させられたのである。

行政の末端組織であるから、行政目的を果すのがその役割であり、また、当該地域の全員の加入が強制されたものであった。入会権者のみによって構成される入会集団とはその果す役割も構成員も異なるものであった。ただ、農漁村部にあっては入会集団の構成員と部落会の構成員とが重なり合っている場合が多かったため、当事者自身においても両者を判然と区別して意識しなかったのが実情のようである。そのため、前記のごとき用法上の混乱と絡みあって、誤解が発生したと思う。」

#### 質 疑

(中尾) レジュメの中に「昭和27年の年の講和条約発効により昭和22年の政令15号ポツタダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会・・・の解散」とあるが、この命令の対象は昭和17年の町村制の改正で出来た町内会・部落会を指し以前からの部落有とは違う。これは2ヶ月以内に解散しなければ市町村有に帰属し昭和27年を待たず失効しているはずだ。

(矢野) レジュメの中の性質の項で「地縁による団体は地方自治法に基づくが私法上の社団法人と解される」とあるが岡本さんによると民法69条の社団法人の規定を準用しているから私法上の団体なのでしょうか

(岡本) 地方自治法はそのように考えているのではないかと見たわけです。

(矢野) 地縁団体の構成員の項で「地縁団体は正当な理由があれば加入を拒みうる。一定の地域に住む住民であっても。だから構成員の資格の得喪について自立的に決定しうる余地がある」とあるが逆に言えば正当な理由がないと拒み得ないということではないでしょうか。私の考えで正当な理由というのは例えば会費を払っていないとかの場合は拒みうるとなっているがそうではない場合は拒み得ないと言うことは自律的には決定し得ないと思う。

例えば旧住民と同じ地域に住んでいる場合旧住民だけを入れて新住民を排除しようとするような規約は作ることは出来ないということでこれは違うのではないかと思います。

(岡本) 団体の裁量の余地を残しているという意味で書いた。(合理的なものの判断を自らで出来るという意味で)

(矢野) 正当かどうかの判断基準は団体が自律的に考えて決定出来るのではなくて公法的な規制が懸かっていると考えます。

(江淵) 細かい法律論になるが今後のために言葉の定義をはっきりさせたい。山下さんの報告にも地縁法人という言葉が出てきたが地縁による団体に関する規定は地方自治法260条2には地縁による団体を法人にするという規定はない。権利を有し義務を負うとは書いてはあるが法人とする規定はない。例えば地方自治法第2条第1項には地方公共団体は法人とすると明確に書いてある。岡本さんの考え方には法人でない団体は権利主体になれないことを前提にされていると思う。従ってその名において260条2の権利を有し義務を負うと書いてあることが結局法人と認めたことになるのではないかと思います。もし法人でない団体は権利主体がないといえれば入会集団が有する入会権というのはどう説明すべきか。法人でなければ権利主体でないという議論はどこかが間違っている。もう一つ民法69条が地縁による団体に準用されているから民法上の社団法人であるとおっしゃるがもしそうであればこれは適用するということになる。準用とは意味が違う。違うものに民法69条を用いま

すと法人として認めているとは読めない。

#### 総合討論 (司会 枚田)

入会集団や生産森林組合の解散を予定している方々や生産森林組合を運営されている方々が地縁団体で旨くやっていけないとかいろんな考えを持って今日参加していると思う。その中で疑問が増した場合もあるし、疑問が解消された場合もあると思う。

地縁団体及び生産森林組合や今日報告のあった財団法人として地域でいろんな活動をしている団体もある。各集落・地域で入会林野を始まりとする資源をどういった形で管理していけばよいのかを皆さんで今の時代に対応したものとしてこんな事が出来ないか質問を含めて議論をしていただきたい。

(豆田) 山を維持していくことが出来ない地域をどうするかを考えても難しい。

只、自分の集落は自分で守らねばならない。林業・農業後継者だけでなく住民が全部でいかに地域を守っていけるか、(農業も林業も集落もお祭りも)のポイントを絞って行けば全体的な協力で何とか出来るのではないか。例えば、私の集落では18戸と少なく農業も林業の後継者は居ないが農家の後継者は全部育てている。理論や理屈でなく実際今までに先祖が体験して集落を造ってきた。地域にいかにして残るか、まず家庭を破壊しないためにはどうすべきかを集落の皆さんに問いかけながらそれから集落をどうするか地域をどうするのか問いかけていく事が必要である。

(牧) 地縁団体と入会団体の問題が議論されているが鹿児島県内の一地域で平成6年に入会団体から地縁団体に墓地が登記された。これは弁護士が基礎的知識もなく間違った説明と間違った認識で住民に説明した。住民は単純に誰々先生の指導で集落が法人化した。

入会権を消滅させるには全員の同意があったかないか確認しないまま地縁団体の名義になってしまった。これで今後問題にならなければよいと思う。大学の先生方もこういう問題に積極的に取り組んでほしい。

(岡本) 牧さんの意見に対し、地縁による団体の成立要件というのは存続要件でもある。存続要件の一つとして不動産を持っていること財産が無ければ存続要件を満たさないと言うことで当然解散になる。従って入会集団の財産が法律上の移転行為が伴わないにもかかわらず地縁による団体に移転しても実体的に無効な登記に過ぎないとなれば認可団体に財産がないとなれば解散になるので今でも対応は出来るのではないかと思います。

(司会 枚田) 終わりに各報告者から一言お願いしたい

(竹子共生会 延時) 私たちの竹子共生会が財団法人になったのは昭和31年で入会近代化法が出来たのはずっと後になるが、当時の先輩たちが自分たちの財産をどうして守り地域みんながよくするか研究された。よい先輩を持ったと思っている。

(鹿児島県 久保) 県内の生産森林組合の経営は厳しい、どうにか出来ないか考えているが難しい。今日参加されている方々何かあればご教授くださるようお願いいたします。

(山下) 私は法学の方は専門外で本日は参考になった。牧さんから紹介があったような

事例は他の所もほとんどが入会権解消の手続きを経ず地縁による団体の名義に持って行ったのが実態ではないかと思う。これらは政策的に位置づけられておらず、県が把握するのも難しいし、行政的指導もやりにくいため制度上も問題と思う。ただ調査した中では入会権という権利自体が忘れ去られようとしていし、入会という言葉を知らない人が増えている。地域によっては一戸に一つの権利というより地域みんなの権利という形の共有財産として持っているところは権利に固執しない傾向があると思う。こういうところでは地縁による団体も悪くはないかと思う。そこに住んでいる人たちが自分たちの財産をどうしていけばよいかを考えて貰いたい。

(岡本) 地縁による団体というのがこんなに世間に普及しているのが行政マンでありながら実感がなかった。今後議論を詰めて話が出来るようにしたい。

(司会) 今日の議論を聞いてみてみんな思っていることは、各団体、各地域が一番その時代に合ったものを選ぼうと努力してきた事がよく分かる。そのために逆に言えば見失っている部分があるのではないかと思う。

#### 入会相談 (司会 枚田)

福村 (山口県長門市)

生産森林組合の法人住民税について

入会林野整備で最大のネックは法人化した場合の税金が問題であり、この問題で入会林野近代化法がありながら整備していない入会団体もたくさん残され整備せず地縁団体に移行しようかとの問題がある。

生産森林組合の住民法人税を町村合併前は村長の裁量で免税して貰っていたが、合併したとたんに取りられることになった。減免申請すれば何とかかなと思ったが絶対言うことを聞いてもらえず困っている。入会林野近代化法で設立した団体であるということで通達なり特別措置法の整備で免税するようにならないか。

二つ目は委任の終了の登記について。

昨年の当研究会で江渕さんから報告のあった委任の終了登記の考えを啓蒙しようと長門市の郷土文化会で発表し資料を作成した。知人である前法務局に勤め、現在司法書士をして居る人にこれを示しましたら、学者の言うことはそうであるかもしれないが我々実務家としては聞けない。なぜかといえば裁判になったら困る。江渕さんにこのことを相談したらそういう訳の判らない司法書士より判る司法書士に相談するか自分で登記したらどうかということでした。皆さんが相談に来て自分たちでやったらどうかと言えない面もありどうすればよいか悩んでいる

また、江渕さんが松江市の印鑑登録条例を示しているが、これは法的には規定が無く地方自治法上の地縁団体の支援のために市町村長が印鑑登録を認めたものである。

印鑑登録制度からいえば新しい考えを国が示したことになる。

私の所でも地縁団体の法人化のための印鑑登録はできるが地縁団体以外に入会権の性質がある山の任意団体の所は認められないとなると司法書士は裁判でも起こさねばこの問題は解決出来ないから恐ろしくて手が出せない。こういう事をどうすればよいか。

今日山下さんの報告に関心を持って聞いていたがしっくりいかないところがあった。それは入会権のある団体の構成と地縁団体の構成は全く違う。短絡的に入会権のある山を地縁団体に移行するということは法的に問題があると思う。古い入会権はどうしてもよいという考え方は行き過ぎではないか再考願いたい

(司会枚田) 最初の税金の質問で市町村合併に伴う市町村の対応の違いについてはケースバイケースでいろいろあるかと思うので後で詳しい人から質問の方にお話ししていただければと思う。

委任の終了の件については江渕さんをお願いしたい。

(江渕) 委任の終了の説明をすると昨年の報告を繰り返すことになるが、昨年の報告がやっと論文として完成した。今校正中です。委任の終了とは何かということを知りたい人にはお送りしたい。司法書士の対応でそういう責任は持てないという態度を指摘されたがこの問題については論文の中に司法書士にメッセージを書いてある。全国青年司法書士協議会の会長に送りどういう反応を示すか大変楽しみにしている。何の反応もないかも知れないし、講演会に来てくれないかとなるかも知れないその時は目一杯司法書士の任務を申し上げたいと思う。

福村さんの質問の分量が多く説明しにくいですが、結局は入会権者の方々はあまりにも登記を気にし過ぎている。入会林野近代化法というのは登記をどうこうのする法律ではない。

農林業上の高度利用を目的としているはずだが、実際は登記名義を過剰に気にしすぎたために入会整備に手を出したケースが見られる。入会林野近代化法の中に規定されているある問題点と関わってくる。その問題点とはこの法律を適用されると入会権の解消につながるということであり、この法律の名前が端的に表している。

入会権というのは前近代的なものであって時代の近代化が進むに従って解消されていくものだ、自然に淘汰されていくものだ、消えなかったものは封建的な遺物だから潰していかなければならないという考えがどこかにある。

山下さんの緻密な報告の中で気になったのは未整備入会集団であることのメリット・デメリットに関する報告が無かった。意図的なものかも知れないが、どこかに入会権というのはもう無くなってよいという思いがあるのではないか。(それまではないかもしれないが)

問題提起として委任の終了という登記原因については私が言い始めたのではなく林政学者では岡森先生と福岡森林公社の川原さんです。それを引き継いでどういう経緯で登記原因が造り出されたかを調査したのが今度の論文です。ご希望の方は送りますのでお知らせください

(中尾) 入会集団の地縁団体への移行は出来ない。絶対的に性格が違う訳です。私も裁判に当面したが地縁団体というのはみんな入ることが入れる訳です。地縁団体は部落の総会の多数決で入ることができる。地縁団体の中には建設業者等の部外者も入っている。そうすると山下さんの報告にあるように比較的山村でよそ者が居ないところでも移行は絶対出来ない。やったとすれば地縁団体が登記名義を委任されただけである。委任というのは元々入会地の登記の権利者は誰かといえば入会集団です。百名なら百名の権利者の共同所有である。それを簡単に地縁団体に出来るはずがない。入会権者全員同意すれば別だが移行は出来ない。

つまり入会林野というのは簡単に移行できないからこそ入会林野近代化法という法律が出来た。その時には生産森林組合と農事組合法人しかなかった。全く関係なかったところに公民館を登記させるため出来たものである。林野庁にも事前に相談は全くなく入会地に関係のない部署が勝手に造ったのでそれに悪乗りする必要はない。登記の名前を借りただけと理解している。

## 【投稿】

### 塵芥処理施設建設を巡る入会紛争

— 網野子（鹿児島県奄美大島） —

鹿児島市 牧 洋一郎

- 一、はじめに
- 二、奄美群島及び瀬戸内町の概要、網野子集落の入会慣行
  - (一)、奄美群島の概要
  - (二)、瀬戸内町の概要
  - (三)、網野子集落の入会慣行
- 三、ゴミ焼却処理施設建設計画の経緯
  - (一)、町のゴミ焼却処理施設建設計画
  - (二)、反対運動の現状（住民の対応）
  - (三)、訴訟の経緯
  - (四)、問題点の検討
- 四、今後の課題
- 五、結びとして

キーワード：環境保全、慣習の変化、多数決決議、全員一致の原則、総有

#### 一、はじめに

市町村は、その区域の一般廃棄物の処理責任を負う（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条）が、周辺住民に施設設置の了解が得られないなどの理由により、国土の狭いわが国では、その新規立地が困難となっている（注1）。そこで、入会林野の中には広大な未利用地が多いため、新施設建設の候補地となる場合が多く、そのことによって集落住民（入会権者）が建設反対派と賛成派とに別れて紛争を生ずることが少なくない。つまり、一般廃棄物の処理施設の設置（注2）は公共性が高く地域住民（入会権者を含む）にとって必要であるが、そのことが自然環境の破壊を誘発することにも繋がりがねないという危険性を有するものである。

入会林野とは、通常、村落共同体（一定の地域に居住する住民の集団）が共同で管理あるいは利用し且つ多様な機能を有する山林原野であり、従来、主に村落住民の生活保障的機能や水源涵養機能を果してきたが、近年では環境保全機能が注目され、環境保全の権利根拠としても主張されている。入会権者が入会地の処分・変更につき、入会権の基本原則である決議方法「権利者全員一致の原則」（注3）によって林野を壊廃から守り、環境破壊に歯止めをかけることが多々ありうる。

そこで、本稿では鹿児島県大島郡瀬戸内町の「ゴミ焼却処理施設計画」を巡る網野子集落（以下、「本集落」という）所有の入会地紛争を素材として、集落有地の貸付行為（町との賃貸借契約）につき集落住民の多数決決議が果して有効であるのか、さらに環境保全



との関係について論及することにした(本稿は、現在上告中の事件で、平成12年8月及び17年6月の現地調査に基づくものである)。

## 二、奄美群島及び瀬戸内町の概要、網野子集落の入会慣行

### (一)、奄美群島の概要(注4)

奄美群島(以下、「群島」という)は、南西諸島の一部を形成し八つの有人島から成る島々で、その中の奄美大島(以下、「大島」という)は、鹿児島県本土と沖縄本島の間位置し一鹿児島市の南西約360キロメートルの地点にある一亜熱帯性に属する温暖多雨な地域であり、属島(加計呂麻島、請島そして与路島)を有し1市2町2村から成っている(平成18年3月の市町村合併による)。大島本島は群島中最大の島(面積約818平方キロメートル、人口約7万人)でもあり、その中の奄美市(人口約4万人)は大島本島のやや北部に位置し、群島の行政・経済の中心地である。

群島は、原始時代から8・9世紀までの階級社会以前の奄美世(アマムユ)、15世紀半ばまでの按司という首長らが支配した按司世(アジユ)、それ以後の琉球王朝支配の那覇世(ナハンユ)、そして藩政初期から明治に至るまでの薩摩藩支配の大和世(ヤマトユ)と、鹿児島県の中でも歴史的沿革が特異的な地域である。また、藩政期に入っても那覇世の行政区分「間切(マギリ)制度」が概ねそのまま承継され、さらに紬織業(大島紬)や砂糖黍農業が主な産業として発達し、延享2年(1745年)の「換糖上納令」決定以後は米作に代わって砂糖きびが主作となった(注5)。

群島では、明治4年に「廃藩置県」が実施されたが、交通不便のため、しばらくは藩制のままもち越され、同7年に至って鹿児島県に編入され間切制度も廃止された。そして、同11年から地租改正が開始され同時に山林の官民区分が行われたが、藩政期には薩摩藩の直轄地は無に等しい状態であったが、地租改正後、官有林野の面積は、7668町歩(総面積の24.6%)に及んだ。このことは、各村民や各村が将来の租税を恐れ、経済的価値の少ない林野に所有を止どめ、官有に移行したものが多かったという経緯によるものである。なお、群島における新町村有林は島嶼町村制の施行(明治41年)に伴うものであるが、町村の側から集落に働きかけたものではなく、鹿児島県令(第30号、同41年4月1日)に基づき強制的に旧村持林野を新町村に移転させたものであった(注6)。

また、ここで歴史上特に重要なことは、太平洋戦争の敗戦により、昭和21年2月から同28年12月まで行政がアメリカ軍政下に置かれたことである。そして、本土復帰後も軍政下8年の空白は大きく、文化的にも経済的にも本土に著しく立遅れたため、奄美群島振興特別措置法(以下、「奄振法」という)(注7)の適用により、現在まで地域振興(製糖業や紬織業の根本的推進化等)が計られてきた。しかし、産業構造の変化等によって、それらの産業は不振であり、なお全群島に亘って過疎化・高齢化を招き、島民は地理的・経済的に不利な状況下に置かれている。

### (二)、瀬戸内町の概要(注8)

瀬戸内町は、大島本島南部に位置し、その西南に浮かぶ加計呂麻島、請島及び与路島を抱える町である。人口は約1万1千人(平成18年10月1日現在)で、土地総面積(約239平方キロメートル)の87%を林野が占め、耕地面積は僅か5%である。町の行政・経済の中心地は町内最大の集落である古仁屋(奄美市からバスで約1時間30分の所要時間)であり、

町役場が置かれ島内でも奄美市に次いで市街地を形成している。

瀬戸内町は、藩政期には間切制度により、東方(旧古仁屋地区)、渡連方(旧鎮西地区)そして実久方(旧実久地区)に区分されていた。その後明治7年から、度重なる統廃合(区域変更)を経て、さらに昭和31年9月の町制施行により今日に至っている。なお、同49年2月に奄美群島国定公園の一部に大島海峡が指定されることになった。町の産業別従業者数(約5千人)では、サービス業(22%)等の第三次産業が最も多く殆どが古仁屋地区に集中しており、その次に建設業が復興特別事業(奄振法)により17%と多い。そして、紬織業を含む製造業は10%、農業は7%と成っている。また、瀬戸内町は農業振興策の一つとして土地基盤整備事業に力を入れているが、若者の県本土及び都市への流出は止むことなく現在も進行している。

### (三)、網野子集落の入会慣行(注9)

#### 1、入会慣行の実態

現在、紛争の対象となっている網野子峠の林野(以下、「本件山林」という)は瀬戸内町本島部の東部に位置し、本集落住民らが古く(藩政期)から共同で管理・利用してきた「部落山」と称される雑木山(地番は網野子字亥ノ川709番1)で、地目は公簿上山林で現況も山林である。本件山林は、海拔約400メートル、公簿面積約19ヘクタール(実測面積169ヘクタール)、地盤は本集落住民9名(世帯主)の共有名義となっている。昭和33年12月の古仁屋の大火によって、登記簿、土地台帳等が消失したため、それ以前の登記関係は不明である。つまり、現在の登記関係は、同34年9月当時の集落の役員9名(提訴時点での現存者2名)で登記された滅失回復登記によるものである。

そして、昭和40年代までは、集落住民各自が自由に本件山林に立入って草木の採取や自家用材及び販売用としての立木伐採等を盛んに行っていた。また、同28年から30年にかけて、パルプブームの影響や製糖活動による需要によって、植林を共同もしくは個人で行っていた。その後の産業構造や生活様式の急激な変化(農業の衰退や電気やガス等の普及)によって、現在では、集落住民の入山活動が激減している。なお、住民による入山の時期等には格別制限はないが、立木の根株の伐去や土地の形状に変化を来すような行為は従来通り禁止されている。また、外部者が本件山林に入山する場合は、区長が住民に図りその結果外部者の採取行為を決めることになる。すなわち、外部者には、自由な入山や林産物の採取等を認めておらず、外部者の無断による林産物の採取等に対しては、見つけ次第没収するなど、現在も厳しく規制している。

#### 2、権利者の資格

権利者は本集落内に居住する者で且つ世帯単位で構成される。また、集落外に転出すれば、権利者は権利を失い入山することはできなくなる。そして、転入者は集落の承認により権利を取得する。

#### 3、管理の方法

集落の最高意思決定機関は、通常、年1回4月か5月頃集落公民館で開かれる常会であるが、必要に応じて臨時総会が開かれることもある。1戸1人の「2分の1」以上の出席をもって成立し、附議事項は集落の予算及び決算の会計報告、娯楽(公民館使用)や相互扶助(冠婚葬祭)等社会生活全般に及んでいる。すなわち、集落は林野管理集団でもあり同時に地域集団でもあるので、単に山林の問題のみならず、この地域に係わる事項全般について

議論決定する。集落所有の林野に関する重要事項は、総会において決定されてきた。しかし、現在では住民の林野への依存度が従来ほど高くないため、総会で林野利用等について附議されることも少なく、用夫（義務）も課されない(注10)。

#### 4、管理組織

本集落には常会で選任された区長（1名）が存在し、その区長は集落の代表であるが、町の出先機関である「地区駐在属託員」を兼ることもある（現在、兼務している）。また、常会にて選出された委員（審議機関、段取り役）が9名、監査員が2名置かれており、「会計」は区長が兼務している。そして、役員任期は2年である。その他に、下部組織として婦人会、青壮年会及び老人クラブが置かれている。なお、末端行政団体と林野管理集団とは完全には一致せず多少のズレがあるのが全国的・一般的傾向であるが、本集落では両団体が完全に一致している。

#### 5、山利用の現状

現在では、山利用は以前ほど活発に行われていないが、個別的共同利用として、住民による自家用庭木の採取、石露等の採取（婦人による採取が多い）、正月用材（門松、ゆずり葉など）の採取等が行われている。

### 三、ゴミ焼却処理施設建設計画の経緯

#### （一）、町のゴミ焼却処理施設建設計画

瀬戸内町の既設のゴミ焼却処理施設は、昭和52年の使用開始以来（平成12年まで）23年を経過しており、故障と修理を繰り返しながら使用している状況で施設の建設が急がれるということであり、また廃棄物処理法の改正(注11)により、ゴミ焼却施設に対するダイオキシン類等の規制が強化されており、現施設では対応不可能の状況であるということであった。さらに、既設の最終処分場では、平成15年度には閉鎖する予定にしておき、同16年度以降は代りの処分場が必要になるということであった。一般廃棄物の処理は現在、同14年12月から大島地区衛生組合（奄美市）に依頼し、名瀬クリーンセンターで行っている。

そして、町内の集落周辺は、大部分が農業振興地域に指定されており、農地等以外への用途変更は難しい現状である。また、大島海峡は、自然公園法により湾内全域が奄美群島国立公園に指定されており、その中に海中公園に指定されているところがあり、さらに陸域にも第2種特別地域が数カ所指定されている。つまり、町においてゴミ焼却処理施設の建設計画予定地を探すことは困難であるということであった。

そこで、平成10年11月、本集落の「部落山」と呼ばれている網野子峠の本件山林が、ゴミ焼却処分場予定地に選定されることになった。このゴミ処分場建設計画は、敷地面積1.7ヘクタールに一般廃棄物を1日8時間18トン処理できる焼却施設、灰溶融施設、リサイクルセンターを建設するというもので、総事業費は40億円で、町側では国に対して基本整備計画の提出を済ませており、県に設置許可申請を行う予定ということであった。なお、賃貸借の契約期間は25年であり、一年間の賃借料は約110万円、その他に立木補償費として約450万円ほど集落が受領するという内容である。

#### （二）、反対運動の現状（住民の対応）

平成10年11月29日、本件山林の町への貸付（ゴミ焼却処理施設建設計画）に対し、本集落では臨時総会を開き、賛成44、反対5世帯の多数決決議により、町への林地貸付を承認

した（当時、59世帯107人）。この総会では住民の大半が賛成したが、その内殆どが積極的に賛成の意思を示したということではなかった。つまり、多数の住民の本音は、賛成はしたものの、「長い物には巻かれろ」という意識によるものや土木建設業に繋がる者（土木作業員）で「今が良ければ」という意識によるものもあった。一方、少数派住民の反対理由としては、集落（区）の収入が現在では乏しくなっているが、林地の貸付によって得る収入（利益）よりも、入山区域の大幅な縮減や環境破壊による被害のほうが大きいと予想される、ということであった(注12)。

平成10年11月、自然環境の保全を主張する瀬戸内町内の有志約100名により、「瀬戸内町・環境守る会」（以下、「環境保護団体」という）が発足し反対派住民を支援することになった。その後、反対派住民は環境保護団体の支援の下、町に対し入会権の侵害を理由に、「網野子峠ゴミ焼却処分場施設計画」の白紙撤回を求める申入書を提出した。

その結果、町より住民に対し「ゴミ焼却場建設に関する説明会」が開かれたが、詳しい事業計画書を公開するものではなくその全貌は不明であるとし、反対派住民の満足する説明ではなかったという。よって、本集落の反対派12名の連名によって町に対し建設反対の通告書を提出することになった（その後、内3名が意思表示を撤回した）。

平成12年8月3～5日、環境保護団体や反対派は入会権の専門的研究者を招き、争点となっている予定地の入会権について調査を依頼した。その調査結果の内容は、「網野子峠の予定地には網野子集落の共有入会地が存在し、入会地の売買、賃貸借等共有物の変更には権利者全員の同意がいるのが大原則であり、全員の同意がない契約は無効である」（注13）ということであった。それに対し、町側は同月7日、改めて「あくまでも集落有地、個人個人には権利はないと考えている」（注14）との考えを示した。つまり、町としては「同集落では過去にいろんな財産処分の事例があったが、いずれも過半数で処分してきた。賃貸借も同じように集落の意思決定により、行なっている」ということであった。

平成12年8月9日、環境保護団体や反対派らは、瀬戸内町長に対し計画の変更または廃止を申入れた(注15)。そして、同月11日、森林法第10条の3（監督処分）に基づき鹿児島県知事に、県の瀬戸内町に対する指導監督責任を追求した申入書を提出した。さらに、同年9月25日、反対派の申入書は見直されることもなく、町議会の最終本会議で建設計画が賛成多数で可決された（賛成16、反対4）。

#### （三）、訴訟の経緯

平成13年1月26日、反対派住民9名（以下、「X」という）が瀬戸内町長（以下、「Y」という）に対し、「入会権者全員の同意がない以上、本件土地に本件施設を建設することは違法であり、本件施設の建設のために造成工事等が行われて現状が変更されると、現状復帰は困難であって、取り返しのつかない損害が生じる」として入会権にもとづき、建設工事の差止め仮処分を申立てた（平成13年（ヨ）第1号、建築工事禁止仮処分命令申立事件）。

平成13年5月18日、鹿児島地裁名瀬支部は被保全権利（入会権）の存在と保全の必要性を認め、Xらの申立を認めた。これに対し、Yは異議申立（平成13年（モ）第958号、保全異議申立事件）をし、翌14年6月19日、鹿児島地裁は名瀬支部の仮処分を取り消し、Xらの仮処分の申立を却下した。この決定を受けて、Xらは、福岡高裁宮崎支部に抗告した（平成14年（ラ）第36号事件）。同年12月10日、同支部は、鹿児島地裁の決定を取り消し、

新たに工事禁止を命じる決定をした。さらに、最高裁でも争われたが、同15年12月25日、最高裁も高裁同様棄却の決定を下した（平成15年（許）第8号事件）。

なお、Yは平成13年3月1日に本集落において係争地貸付の合意が成立したものとして、本集落区長と係争地賃貸借契約を結び、塵芥処理場施設設置のため、係争地上の立木の伐採を始めた。そして、同年5月から立木伐採が仮処分決定により中止されていたが、それが異議審により覆され、翌14年6月より伐採が再開された。しかし、同年12月20日、保全異議申立の抗告でXらの主張が認められたため、再び伐採中止となった。そして、同年8月7日、総会での決議に反対あるいは欠席して賛成の意思表示をしなかったXらは、Yを相手として、施設建設の禁止を求める本訴を提起した（平成14年（ワ）第71号、一般廃棄物焼却施設差止請求事件）。すなわち、本件でXらは、主位的には入会集団権による妨害排除請求権に基づき、予備的には入会持分権による妨害予防請求権に基づき、焼却施設建設の差止めを求めた。その結果、同16年2月20日、第一審判決では、Xらの請求が認められたが、Yはこの判決を不服とし、翌3月4日、福岡高裁宮崎支部に控訴した（平成16年（ネ）第67号事件）。同18年4月28日、控訴審ではYが勝訴した（主位的請求却下、予備的請求棄却）ため、Xらが上告した（平成18年（オ）第1166号、同年（受）第1352号事件）。ここで当事者の主張をみておきたい。

#### 1、Xの主張（注16）

イ、本件入会権は、共有の性質を有するから、入会権者は共有持分を有し、各自がそれにもとづく管理処分権を有するから、各自が当事者適格を有する。のみならず、本件差止請求は管理処分行為ではなく保存行為であるから、Xらが各自これを行使しうる。また、各自が入会権と一体としての使用収益権を有するから、この権利のもとづく予備的請求も適法である。

ロ、係争地は、本集落住民による共有の性質を有する入会地である。

ハ、本件施設の建設・利用によって係争地の形質に回復不能な現状変更がもたらされるので、本件賃貸借締結は、入会地の処分・変更に当る。

ニ、財産処分を多数決による慣習は存在しない。少なくとも、反対者を無視して多数決で処分した事例はない。多数決で処理されてきたのは、集落の管理・運営及び財産の管理に限られる。よって、本件多数決による処分は、強行法規たる民法第251条（共有物の変更）に反する。

ホ、本集落規約は、基本財産の変更・処分につき多数決原理を採用していると解することはできない。

ヘ、本集落は、実在的综合人であって、権利能力なき社団ではない。

ト、本件賃貸借につき2回の審議があった。第1回総会で、Xらは明確に反対した。第2回総会において、係争地を売却するか賃貸するかが議論され、Xらは反対して退席したので決議に参加していない。第3回総会において、本件賃貸借について新たな決議がされたことはない。

チ、入会権については、民法第94条第2項の適用又は類推適用（すなわち、外観の尊重）は認められていない。同様に、第110条（権限外の行為の表見代理）の類推適用もあり得ない。また、Yは、係争地が入会地であることを事前に指摘を受けて知っていたのであり、本件賃貸借について、本集落区長に権限がないことを知らないことにつき重過失があった

というべきである。

リ、本件ゴミ焼却施設は必要がない。仮にそうでなくても、Xらの入会権侵害（集落の許可なく自由に本件土地を使用収益できない）の理由にはならない。

#### 2、Yの主張（注17）

イ、Xらによる主位的請求は、集団権たる管理処分権を一部の者が行使するというのであるから、当事者適格を欠く。また、予備的請求には、集団的管理処分権と個別的収益権を区別せずにこれを一体のものとする前提があるから、同請求は集団的管理処分権による主位的請求と同一であり、当事者適格を欠く。

ロ、入会権は、かつても現在も存在しない。本集落は、権利能力なき社団であり、係争地はその単独所有物である。よって多数決原理が働く。仮に係争地が入会地であるとしても、団体直轄利用形態でありXらが使用収益権を有するものではないから、Xの使用収益権が妨げられているという関係にはない。

ハ、本件山林全体の面積からすると25%に過ぎないので、本件賃貸借契約締結は、変更・処分に当らない。

ニ、入会権は、慣習が第一次法源であり、本集落他、近隣集落において、多数決で処分する慣習が成立していた。したがって、民法第251条準用の余地はない。

ホ、本集落規約は、多数決による財産処分の趣旨にもとづくことができ、明文の規定のないことをもって、全員の同意が必要であるとはできない。

ヘ、本集落は、法人格なき社団としての実体を有しており、そうである以上、多数決原理が働き、全員一致は妥当しない。

ト、Xらも出席した第3回総会において、本件賃貸借契約について報告があり、質問や反対、異議はなく、承認された。

チ、Yは、本集落区長が第2回総会における賃貸借同意決議により賃貸借契約締結権限の委任を受けたことを確認の上で同契約を締結した。この委任が無効である場合、民法第110条類推適用により、本集落ないしXらからYに対して本件賃貸借無効を主張できない。

リ、団体直轄利用下のXらの収益権は希薄であり、他方で、本件ゴミ処理施設は必要性・緊急性が高い。よって、Xらの本訴請求は権利の乱用である。

#### （四）、問題点の検討

本件訴訟の争点は、第一に、本件山林が本集落住民の総有（注18）財産（すなわち、共有入会地）であるのか、それとも法人格のない社団たる集落が単独所有する財産であるのか、ということであり、第一審及び控訴審判決では、共に共有入会地であることを認めた。次に共有入会地であるとするれば、Yに対する貸付行為（賃貸借契約）が入会財産の処分行為に該当するのがあるいは通常管理行為（土地持分の譲渡以外の処分、変更、保全）に該当するのがあるか、ということであるが、これも第一審及び控訴審判決では処分行為に当ると認めた。また、係争地賃貸借の締結につき、第一審で民法第94条第2項については判断せず民法第110条類推適用が可能かということでは「基本代理権に相当する要件事実が全く主張されておらず」として認めなかったが、控訴審では判断しなかった。以上の判断は、入会権の特質に注目すれば概ね妥当といえる。そして、控訴審判決の問題点は、財産処分について、多数決による決議が果して有効であるのか否かという点である。第一審では否定したものの、控訴審では慣習の変化（「入会集落の集落規約が多数決原理を採用してい

るのであれば、その規約の規定に従ってこの関係が処理されるべきものである・・・」判決文55頁)としてこのことを肯定した。そこで、慣習と住民の意識、全員一致制と多数決制そして入会権の処分行為について検討したい。

### 1、慣習と住民の意識

入会権の存否の鍵は、客観的指標である「慣習」と主観的指標である「住民の意識」にあるといえよう。そこで、まず最初に本集落の入会慣習と住民の権利意識について見ることにする。

Yは、本集落住民による「薪や草木の採取等が行われていない」と主張し入会権の存在を否定しているが、実際は行われており、従前に比べて山利用が少ないだけである。本集落でも全国的・一般的傾向通り、慣習は希薄化しているが、まだ消滅するには至っていない(注19)。現在、僅かながら個別的共同利用による自由な入山活動が行われているが、このことは当該地域住民のみに認められているものであり、古くからの慣習に基づくものである。また、本集落の慣習では、個々の権利者が本集落から他へ転出した場合は原則として従来有していた権利を失い、補償を受けることもなく、そして第三者へ使用収益権を譲渡する自由も認められていない、ということである。

本件山林の登記名義人は現存者2名であるが、この名義人と他の住民の間には権利関係に何の差等もなく、この土地に対する租税公課(固定資産税)は集落の会計から支払われている。そして、今までに登記名義人もしくはその相続人が登記名義を根拠に民法上の「共有」を主張したという事実も、使用収益権が自由に売買譲渡されるようになったという事実もない。また、住民ら(特にXら)は今でも、自分たちの山を守るという意識により、外部者に対しては厳重に取締まるなど、本件山林を管理してきている。本集落の住民は「自分たち共有の山」と意識し、集落(すなわち、法人格のない社団)が単独で所有する山を使用貸借により使用しているとは意識していないということである。ここでの共有とは、集落の規範(慣習)に制約された共有(総有)であり、民法(一般法)上の共有とは、その性質を異にするものである。要するに、住民らは部落の山であると同時に自分たちの共有の山でもあると意識するものである。全構成員の意思の総和によって団体が形成され、土地処分は全員の合意に基いて行われていることから、このことは団体と個人が未分離・融合の状態に入会集団は実在的総合人(注20)であり、構成員とは別個の権利主体ではなく、多数構成員の集合それ自体に他ならないということの意味するものといえよう。

以上のことからして、本件山林には共有入会権が存在しているものと解される。したがって、Yの「集落の財産であって、入会林野ではない」という主張は、入会権についての無理解による誤った解釈によるものであるが、賛成派・反対派共に入会権についての理解が乏しかったのは事実である。このことにつき、野村教授は、「一般に、入会権を有する人達が、自分たちにはなにがしかの権利があるという認識はあっても、それが入会権という名の法律上の権利であることを知らないことが意外にも多い」ということを指摘しており(注21)、また紛争が生じて法律家に相談してはじめて入会権であると知ることすら少なくないというが、本集落でも同様のことがいえる。

### 2、入会権の処分行為について

共有入会地の第三者への貸付は共有財産の通常管理行為か、あるいは処分(変更)行為か、ということが問題である。一定期間権利者の利用行為を停止するような行為(たと

えば、キャンプ場やスキー場として貸付けるような行為)は、通常管理行為と解してもよいのではなかろうか。それに対し、ゴミ処理施設を設置するための貸付行為は、権利者の入山活動等の入会地の機能を大幅に制限し且つ土地の形状を大きく変化させるものである。また、廃棄物処理施設の稼働中は、従来通りの山利用ができないし、稼働終了後も、その大部分は、元に復されるということは有り得ないであろう。けだし、半永久的な建造物を建築して、入会権者の利用はおろか自由な立入りさえもできなくするような行為は共有財産の処分行為と解すべきであろう。そうすると、当該貸付行為は、林野の処分行為(共有物の変更)に該当する行為と解される。Xらは、平成14年3月22日付保全異議申立事件の準備書面で、「(Yは)25年後に必ず返還するとは言い切っていない。現状復帰するかどうか曖昧な賃貸借契約が管理行為であるはずがない」と述べているが至当な主張といえよう。

### 3、全員一致制と多数決制について

Yは、「網野子集落では従来、様々の事項は、慣習や規約に基づき多数決制で決議決定してきた」と主張している。しかし、そこで協議された事項は何であったのか、が問題である。入会地についていえば、主として、決算及び予算の承認、役員を選任等の管理方法、そして入山時期や立木等売却処分の決定等である。これらの行為は土地持分の処分行為を除く通常管理行為であり、その管理行為は役員会等に委ねられている場合も多いから、多数決決議でも差し支えないといえよう。また、極めて例外的に、その入会地の一部(小面積の土地)を道路用地等として売却したことがあり、その時、集落の総会にて多数決決議により、その処分を行った事実はある。しかし、そのことによって少数者の権利は侵害されたものの、財産の損失は少なく、入会地の機能を大幅に制限・変化させることはなかったものと思われる(注22)。

入会権の「各地方の慣習に従う」という規定によれば、入会集団の有する財産の処分行為は、近代的個人主義を背景とする多数決原理を排し、慣習により確立した全員一致制に従うという解釈が妥当であろう。そうであるからこそ、入会林野近代化法第3条で、「入会林野整備は、その対象とする入会林野に係るすべての入会権者が、その全員の合意によって、入会林野整備に要する経費の分担の方法、代表者の選任の方法、代表権の範囲、事務所所在地等農林省令で定める事項を内容とする規約及び入会林野整備に関する計画を定め、その代表者によって、当該計画書を当該入会林野の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる」と全員の同意を明記している。けだし、入会権を解体・消滅させ近代的権利関係に切替えるには共有入会権であろうと地役入会権であろうと関係なく、入会権の基本原則たる「全員一致の原則」を明定し、慎重な判断を権利者に求めているものといえる。つまり、入会権の処分(消滅)については、入会権者の入会持分権が不当に侵害されることがないように全員一致を求めているものである。

また、本件における共有入会権の処分は、第1順位の規定(各地方の慣習)すなわち全員の同意に基づいて行ってきたが、今回は慣習の変化による多数決決議に従うのか、それとも第2順位の規定(本節=共有の規定、民法第251条)を適用するのかという問題である。入会財産は共有財産であるゆえ、一般の共有財産や合有財産同様、他の権利者の同意が必要であり、「共有物の変更」に相当するから民法第251条にその根拠を求めるという解釈が成り立ち(注23)、持分の自由な譲渡と分割請求の禁止(民法修正案前3編の理由書中に「自

由ニ持分ヲ譲渡シ又ハ何時ニテモ分割ヲ得ルモノトセバ各地方ノ慣習ニ背キ」と入会慣習を明記)を除いて、強行法規たる民法第249条～255条は適用されると解すべきであろう。つまり、権利者全員が多数決決議を慣習の変化と認めているわけではなく、また憲法第29条の規定(財産権の保護)からしても控訴審判決によれば少数者の財産権は保護されず、よって共有財産の処分について多数決制は採用され得ないものと解される。個人の財産権を保障した憲法を無視しては多数決制は法認され得ず、多数決による当該決議は、違憲行為であり、「無効」と判断されるべきである。なお、控訴審判決で「民法上の権利」である入会権を「慣習上の権利」として定義しているのは明らかに誤りである。けだし、当該控訴審における裁判官は、入会権に関する基礎的知識が乏しくそれによって誤判を引起こしたといわざるをえない。

#### 四、今後の課題

本集落では、昭和30年代に「集落規約」を作ったものの、林野に関する規定を設けなかったという。この紛争を機に規約を作成(改正)したら如何なるものであろうか。そして、入会林野の処分についての「全員の同意」や住民の福利増進目的に併せて「自然環境の保全」を明記することが必要といえよう。今回、本集落では、Xらが区長に対し、建設計画の賛否についての協議会を開くよう要請してきたが、区長の拒否により実現しなかった。納得のゆくまで熟議するという姿勢がないことが、紛争の一番の原因であるが、今後、このような問題が生じたときのため、規約を見直し作成し直す必要があるといえよう(注24)。

本集落においては、Yによる入会権の侵害行為を認識しつつも、大半の住民が当該計画に対して意思表示を明らかにしていない。また、Yに対し入会権の侵害を通告し、ゴミ処分場建設計画に反対した者の内3名が反対の意思を撤回しているが、この事実を見ても当該地域には紛争をためらい嫌うという状況が横たわっていることが窺われる。そして、集落内には家屋の修理を必要としながらもそれもせず、永く住み慣れたこの地を移転したいという人もいるということである(注25)。高齢化した人々が住み慣れた家を捨てその土地を離れるということは本意ではあるまい。現在、ゴミ処理施設計画は計画変更によって当該計画が大幅に縮減された(注26)が、環境破壊による危険性(危機感)により住民が集落を捨てるという危機的な状況にあるといえよう。

本稿では、Yによる本集落の入会権の侵害についてのみ述べてきたが、網野子峠は嘉徳川の水源にも近く、処分場施設の計画によって、嘉徳集落住民が有する水利権の侵害(水質汚濁や涸渇など)が予想されるが、この集落は水利権の侵害すなわち妨害予防を主張していない。つまり、20戸足らずのこの小集落では、過半数の住民が施設建設に反対しているが、訴訟にまでは発展していない。なぜならば、嘉徳川に対する農業水利権者2名、染色水利権者1名と具体的に慣習上の権利を持つ者が少ないことにもよるが、それ以前に水利権の社会的成立要件(注27)として、水利施設(堰や築など)が存在していないことによるものである。しかし、染色水利権者や嘉徳川沿いにしか畑がない農業水利権者にとっては死活問題にもなりかねず深刻である。地形的に施設設置の必要性が然程ない場合もありうるのではなかろうか。

今回、環境保護団体がXらを支援する目的(注28)は、入会権を守ることによって環境保全を図るということであったが、その他に、Xら自身が単独で国家法による救済を求める

とすれば、経済的困難が予想されるという理由にもよる。裁判となった場合、費用の捻出が高齢化した住民にとって困難であり、そのために経済的援助や資金集め等の活動を広範に行う必要があるということである。このことについては、司法制度改革として望まれる点でもある。

#### 五、結びとして

現在、この紛争は訴訟の最終段階上告審にまで発展しているが、Yは、商工会、ライオンズクラブ、そしてロータリークラブ等の計画推進派団体の支持の下に、一日も早い施設建設の着工を望んだということである(注29)。そうであるならば、これらの諸団体は、自ら例えば会員らの所有地内に適当な土地を捜し建設計画を推進したら如何なるものであろうか。そのことによって、彼らにも環境保全の必要性や財産権の貴重さが再認識されうるものと思われる。

なお、Yは地勢からしても安全性の高い場所を再度探し、その住民らが林野等から得る生活利益を保障するとか、あるいは相当な補償をするなどの措置を講じて彼らに対し建設計画に同意してもらおう、というのが妥当な解決方法であろう。建設する側(すなわちY)は、この計画が極めて公共性の高い施設建設であり且つ近隣の環境を悪化する恐れがないと確認した上で、建設に取り組むべきであった。本件では、Xらがただ単に「ゴミ処理場を建設するな」というのではなく、場所や安全性が問題であったということである。

Yは、ただ単に「燃やす・埋める」方式からリサイクル資源への政策転換、徹底した分別収集による「燃えるゴミ」の減量化政策、リサイクルの意識革命が必要であった(注30)。その上で、環境を悪化する恐れがない場合で、ゴミ処理施設建設による自己の被害・損失が少ないにもかかわらず、それでも建設に反対することは、建設予定地の反対派住民らによる一種の権利の乱用といえよう(注31)。反対者に対し何らの救済策を保障することなしに、ただ多数の意見に従えばよいという決議方法は極めて非民主的な決議方法である。したがって、入会地の処分に対するXらの意見が正当であるか否かは、それによってもたらされる結果との関係で判断されるべきである。何にもまして皮肉なことは、入会権は従来前近代的権利と解されてきた(注32)が、現在、その環境保全機能が注視されるということ、優れて現代的権利であるということである(注33)。

#### 注)

- 1) 大塚直「循環型諸立法の全体的評価」『ジュリスト第1184号』(2000年)2頁、潮見一雄「廃棄物処理をめぐる法的諸問題」『ジュリスト増刊』(1999年5月号)186頁、石垣尚志「ごみ処理事業における政策実施過程」『環境社会学研究第5号』(新曜社・1999年)183頁。
- 2) 環境弁護士グループちきゅう『環境と法律』(一橋出版・1999年)121頁以下参照。
- 3) 中尾英俊『入会林野の法律問題・新版』(勁草書房・1984年)324頁以下、川島武宜「最近における入会紛争の特質」『川島著作集8』(岩波書店・1983年)212頁以下参照。
- 4) 瀬戸内町刊『瀬戸内町・町勢要覧』(平成8年)25～48頁、瀬戸内町刊『広報せとうち』(平成18年10月号)、鹿児島県大島支庁刊『奄美群島の概況』(平成7年)4頁以下

下参照。

- 5) 琉球王朝期の行政区画(7間切14方)が薩摩藩支配下に入っても、概ねそのまま承継された。詳しくは、昇曙夢『奄美史』(奄美社・昭和24年)248～264頁を参照。
- 6) 本土での集落有林野は一般に「部落有林野統一事業によって形成されたものであり、それは府県の指導により町村が集落に積極的に働きかけて集落有林野を町村有としたものである。それに対し、奄美群島における新町村有林が鹿児島県令に基づき強制的に旧村持林野を新町村に移転させられたことについて詳しくは、中尾英俊『奄美大島における入会林野1』(鹿児島県刊・昭和42年)11～13頁参照。
- 7) この法律は、8年間米軍政下におかれて敗戦からの復興から立遅れた奄美群島の産業、文化の復興を目的とするものである。中尾・前出注(6)4頁以下、西村貢「奄美群島地域経済開発政策の構造的特徴」『奄美群島の経済社会の変容』(鹿児島県立短期大学地域研究所叢書編・1999年)1頁以下参照。
- 8) 前出注(4)と同じ
- 9) 平成12年8月に実施した本集落住民や環境保護団体会員らに対する聴取調査等に基づく。
- 10) 藩政期から「凡そ一村に事があれば村集会所に於て村民全体の協議を以て決行」したということである。なお、用夫(山の手入れ等)は15才～60才の島民に課されたことに由来する。昇・前出注(5)250頁。
- 11) 近年、焼却施設からの排出とされているダイオキシンが大きな社会問題となっていることから、施設からのダイオキシンを抑制し、廃棄物の適正な処理を確保するために、施設の構造・維持管理基準の強化、設置許可対象施設の範囲の拡大を内容とするこの法律に基づく政省令の一部改正が行われ、既に平成9年12月から施行されている。北山雄二「廃棄物処理法の改正と今後の課題」『ジュリスト増刊』(1999年5月号)183頁参照。
- 12) 平成12年8月の本集落住民談。
- 13) 中尾英俊西南大学名誉教授の調査報告による。
- 14) 『大島新聞』平成12年8月8日付記事。
- 15) 平成12年8月17日、瀬戸内町は「予定地の賃貸借契約に何ら違法性はない」と文書で回答してきた。また、住民側は同日更に、鹿児島県が計画の変更または廃止を瀬戸内町に対し命じない場合は、県を相手に損害賠償訴訟や住民監査請求を起こす内容証明郵便を県に送付している。この時点で、町対環境保護団体及び反対派住民との反目は大きく、町がもし県の許可を受け計画を実行するならば、環境保護団体が反対派住民の後楯となって訴訟をも辞さない態度であった。町はまた、地元の商工会やライオンズクラブ、ロータリークラブ等の計画推進派団体の支持の下に一日も早い着工を望んでいたが、このことにつき、環境保護団体は建設推進11団体に対し、公開質問状「賛成意見に対する反論」(平成12年9月7日)を送付している。
- 16) 第一審判決文3～19頁、江渕武彦「総意によらない共有入会地変更の適法性」『島大法学第50巻3・4号』(2007年)106～107頁、同教授の作成資料「網野子入会地訴訟」(平成18年8月5～6日、大塚法律事務所にて報告)2頁より。
- 17) 前出注(16)と同じ。
- 18) 川島博士は、総有(Gesamteigentum)について「共同所有が一つのつながりをも

ち、共同所有の財産並びにその権利が集団の統制下におかれている所有関係」と定義している(川島武宜『川島著作集9』(岩波書店・1986年)170頁以下)。また、上谷教授は、総有がギールケ(Gierke)という共通の源泉を有しているにもかかわらず、わが国ではその内容は必ずしも一致していないため、総有理論の本来の意味を明らかにする必要性を主張している(上谷均「共同体的所有の法的構成に関する一考察Ⅱ」『民商法雑誌第90巻第3号』(1984年)375頁)。

19) 川島博士は、「入会権が、その収益形態を変化させつつ、しかも同一性を保ちつつ存続する、ということは、入会権の利用権能が固定したのではなくて、入会権にはその利用権能を停止したりする権能すなわち管理権能が存在する、ということにほかならない」と指摘している。また、入会地に対して集団的な管理機能が及ぶかぎり入会権は存続するという(川島武宜『注釈民法8』(有斐閣・昭和43年)520頁)。最判(昭和42年3月17日・判時480号27頁)には、明確な決議や権利者の同意もなく単に入会権の行使及び管理方法を巡る慣習の推移によって解体消滅が認定されたものがある。しかし、共同体的統制が及ばなくなったことについての論拠に乏しいと、黒木博士が批判するものである(黒木三郎『現代農業法と入会権の近代化』(敬文堂・1971年)215頁以下)。また、中尾教授は入会権の消滅につき、共有入会権は入会地を処分した場合で、地役入会権は入会権者が集団的管理権を処分もしくは放棄した場合である、と指摘する(中尾英俊「入会権の意義とその存在形態」『西南学院大学法学論集第28巻第4号』(1996年)15～26頁)。他に、権利者の明瞭な意思の表示を伴わない入会権の消滅解体について、慎重な態度をとる判例として、最判・昭和40年5月20日・民集19-4-822頁、最判・昭和32年9月13日・民集1119-151-8頁。

20) 入会集団(実在的総合人、reale Gesamtperson)の特質は、構成員の多数性と団体の単一性は分化せず、団体は構成員とは別の権利主体であるのではなく、多数構成員の集合そのものに他ならない」と、川島博士らが指摘する点である。川島武宜『注釈民法8』有斐閣・昭和43年513頁以下、中尾・前出注(3)94頁、岩井萬亀『入会権—その債権性と近代化』(法律文化社・1976年)403頁以下参照。

21) 野村泰弘「入会権の解体と権利意識(一)」『徳山大学論叢第41号』(1994年)3頁。また、熊本教授は、裁判官や弁護士が入会権についてよく理解していないことを指摘する(熊本一規『公共事業はどこが間違っているのか?』(まな出版企画・2000年)38～39頁参照)。

22) 江渕武彦「鹿児島県奄美大島網野子入会地訴訟」『環境と入会第1号』(環境と入会研究会、2006年)7～9頁参照。なお、住民からの聴取りによれば、本件山林の重要事項につき今まで全員の同意が原則であり、今回が例外であるという。

23) 「共有および地役権に関する規定は、仲間的共同体の総有的法律関係を全く含んでいないのであり、補充的に入会権に『適用』又は『準用』される余地は全くないと言うほかはない」(川島・前出注(20)525頁)。「共有や地役権の規定中、入会権に適用又は準用されるものは殆ど絶無である」(我妻栄=有泉亨『民法総則・物権法』(日本評論社・昭和25年)32頁)。以上の学説は、検討の余地を含むものである。なお、下級審判決には、「総有関係にある財産の処分については原則として権利者全員の同意を要することは民法263条により同法251条が準用されていることから明らかである」と第2順位の法源に

根拠を求めるものがある（福島地裁会津若松支部判決・昭和 50 年 10 月 29 日・判時 812 号 96 頁）。

24) 本集落に限らず、古くからの規約の弛緩によって紛争原因となることが少なくない。牧洋一郎「鹿児島県馬毛島の入会権確認訴訟」『環境と入会第 1 号』(環境と入会研究会、2006 年)6～7 頁参照。

25) 平成 17 年 6 月の本集落住民談。

26) 平成 18 年 3 月、Y は計画をリサイクル施設のみに縮減変更した。同 14 年から一般廃棄物処理については大島地区衛生組合(島内の四市町村で構成)に依頼しているが、今後、組合に加入して対応するということである(『南海日々新聞』同 18 年 4 月 28 日付記事)。

27) 渡辺洋三「入会・水利」『社会と法 1・法社会学講座 7』(岩波書店・川島武宜編集・1973 年) 255 頁参照。

28) 鬼頭秀一「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程」『環境社会学研究第 4 号』(新曜社・1998 年) 44 頁以下参照。

29) 地方公共団体は、その地域のゴミ処理事業が責務であり、否応なしにゴミ問題に対処せざるを得ないため、国よりも先進的に対応を行う地方公共団体が少なくないという。石垣・前出注(1) 183 頁以下参照。

30) 元町議会議員(文教・厚生委員)談、「瀬戸内町網野子峠におけるごみ焼却処分場建設計画反対趣旨」(環境保護団体作成資料・平成 12 年 3 月) 1～2 頁。また、瀬戸内町は平成 11 年 5 月から 12 年 1 月まで、鹿児島県環境技術協会に調査を委託し、計画地と周辺地域で調査を行っている。町による環境影響評価を住民が信用しない理由は、アセスメント法の問題点(住民参加の不十分、計画アセスメントの欠如、第三機関の不存在等)にあり、これを克服するための法の改正を早急に行うことが立法上の課題といえよう。環境弁護士グループちきゅう・前出注(2) 182～186 頁参照。

31) 公益性との関係について、中尾英俊「共同漁業権の帰属と権利主体」『西南学院大学法学論集第 19 巻 1 号』(1986 年) 111 頁参照。

32) 江淵教授は、このことに対して入会権における近代的性格と前近代的性格の併存を指摘する。江淵武彦「入会権の近代性と前近代性」『社会と法』(法律文化社・1995 年) 91 頁以下。

33) 熊本・前出注(21)40～42 頁参照。

## 村落環境研究会第 4 期第 1 回理事会 議案書

2007年09月07日 於鹿児島県自治会館

第1号議案 村落環境研究会第 3 期事業報告及び決算報告  
(2006年07月01日～2007年06月30日)

### 1. 活動日誌

2006年07月11日

第 3 回シンポジウム開催案内及び「村落と環境」第 2 号を発送  
(会員、西日本各県入会担当課長、林野庁経営課長、入会研究者等)

2006年09月08日

第 1 回役員会(理事会)、於松江市、サランポーむらくも

第 3 回シンポジウム

テーマ「村落と環境をめぐる諸問題」

第 1 報告「委任の終了にかかわる登記制度の改正」島根大学 江淵武彦

第 2 報告「森林環境税による生産森林組合の活性化」大分県 七條孝明

第 3 報告「市町村有林系譜の生産森林組合の現状」福岡県朝倉東部森組 池田武士

第 4 報告「山口県上関発電所にかかわる入会判決」島根県立大学 野村泰弘

入会相談会

(1) 「溜め池問題について」・・・市による地元権利の否認

(2) 「生産森林組合の税金について」・・・法人住民税の軽減措置

2007年01月22日 第 2 回持ち回り(書面)理事会(第 4 回シンポジウムについて)

2007年03月20日 入会林野コンサルタント中央会議

2007年03月23日 中日本入会林野研究会より同「会報」20部を受信

2007年07月09日 東日本入会林野研究会より同「会報」5部を受信

2007年07月10日 「村落と環境」第 3 号印刷発行

2007年07月25日

第4回シンポジウム開催案内及び「村落と環境」第 3 号を発送

第 1 報告「地域活動と一体となった森林管理—竹子共正 会を事例に一」延時力蔵(鹿児島県 竹子共正会)

第 2 報告「鹿児島県における生産森林組合の現状と課題」久保 慎也(鹿児島県)

第 3 報告「地縁団体による森林管理—生産森林組合との違いと問題点—」山下詠子(東京大学大学院)

第 4 報告「村落とその法的規律について」岡本常雄(箕面市)

### 2. 村落環境研究会第 3 期決算報告書(案)

別紙 1 のとおり。

### 3. 会計監査報告

別紙 2 のとおり。

第 2 号議案 村落環境研究会第 4 期事業計画及び予算案

村落環境研究会第3期決算書  
(06年7月1日～07年6月30日まで)

(単位:円)

1. 事業計画案 (2007年07月01日～2008年06月30日)

(1) 機関誌「村落と環境」第4号の編集発行

- ① 第4回シンポジウムの報告及び討論要旨
- ② 入会相談会の討論要旨
- ③ 会員等の投稿原稿

(2) 第5回シンポジウムの企画

- ① 開催場所 ??? (佐賀県内)
- ② 開催時期 2008年09月の初・中旬
- ③ 現地事務局 ??? (佐賀県生産森林組合協議会等)
- ④ テーマ ???

(3) その他

- ① 友誼団体との連携 (中日本及び東日本入会林野研究会等)
- ② 入会林野問題研究者との連携

2. 予算案 (2007年07月01日～2008年06月30日)

別紙3のとおり。

3. その他

(1) 次期役員 (2008年07月01日～2010年06月30日) の選考

役員名簿

(理事10名以内、監事2名)

- 顧問 中尾英俊 (弁護士、西南学院大学名誉教授)
- 顧問 松原 功 (技術士、山口県入会林野コンサルタント)
- 顧問 西森正信 (高知県入会林野コンサルタント)
- 理事・会長 堺 正紘 (九州大学名誉教授、NPOFORI理事長)
- 理事 矢野達雄 (広島修道館大学教授)
- 理事 江淵武彦 (島根大学教授)
- 理事 福村良一 (山口県長門市在住)
- 理事 泉 英二 (愛媛大学教授)
- 理事 枚田邦宏 (鹿児島大学准教授)
- 理事 牧洋一郎 (鹿児島市在住)
- 理事 大庭礼三 (大分県日田市在住)
- 監事 高尾徳次 (大分県日田市在住)
- 監事 川原祥治 (福岡市在住)

1) 収入の部	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	備考
前期繰越	156,012	156,012		
会費	180,000	120,000	60,000	
その他	10	5,031	-5,021	会報販売、受取利息
収入合計	336,022	281,043	54,979	
2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	
シンポジウム経費	50,000	84,676	-34,676	
機関誌印刷費	160,000	80,000	80,000	
会議費	8,000	0	8,000	
通信費	20,000	26,380	-6,380	
事務用品費	15,000	0	15,000	
振込手数料	3,000	3,140	-140	
予備費	20,000	0	20,000	
支出合計	276,000	194,196	81,804	
3) 次期繰越	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	
次期繰越	60,022	86,847	-26,825	

監査報告書

平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第3期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下のとおり報告致します。

- 1. 財務執行は証拠書類に照らして適正に行われており、収支決算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

平成19年8月28日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印  
監事 高尾 徳次 印



村落環境研究会第4期予算書(案)  
(07年7月1日～08年6月30日まで)

村落環境研究会第4期第1回理事会  
議事録

	第3期決算(A)	第4期予算(B)	(A)-(B)	備考
1)収入の部				
前期繰越	156,012	86,847	69,165	
会費	120,000	137,000	-17,000	正会員50名、賛助会員5名 前期未納分6名
その他	5,031	0	5,031	預金利息
収入合計	281,043	223,847	57,196	
2)支出の部				
シンポジウム経費	84,676	80,000	4,676	会場使用料等
機関誌印刷費	80,000	80,000	0	「村落と環境」3号印刷代
会議費	0	8,000	-8,000	
通信費	26,380	20,000	6,380	
事務用品費	0	10,000	-10,000	
振替手数料	3,140	3,000	140	
予備費	0	20,000	-20,000	
支出合計	194,196	221,000	-26,804	
3)次期繰越				
次期繰越	86,847	2,847	84,000	

1. 日 時 2007年09月07日 11:00～12:00
2. 場 所 鹿児島県自治会館
3. 出席者 理事：(本人)堺、矢野、江淵、枚田、牧、福村(6名)  
(委任状)泉(1名)、合計7名(定足数5名)
4. 議長選出 村落研究会規則第7条③により堺会長が議長となる。
5. 議 事

第1号議案 村落環境研究会第3期事業報告及び決算報告(2006年07月01日～2007年06月30日)を堺会長より説明し、引き続き高尾監事より監査報告の説明があった。討議の結果、異議無く了承した。

第2号議案 村落環境研究会第4期事業計画及び予算案(2007年07月01日～2008年06月30日)を堺会長より説明し、討議を行った。

機関誌「村落と環境」の編集について積極的に投稿を募るべきであり、併せて論文審査の体制を整えるべきとの意見が出されたが、審査については、当面、堺会長の判断で必要とされる場合に、法律及び森林管理の専門家に査読を要請することになった。

討議の結果、上の意見を含めて、異議無く了承された。

第3号議案 今回のシンポジウムの座長については、枚田会員・理事にお願いすることになった。

村落環境研究会  
第4期総会議事録

1. 日 時 2007年09月07日 13:15～13:35
2. 場 所 鹿児島県自治会館
3. 挨拶 会長 堺 正紘
4. 議長選出 重石 巧 氏を選出した。
5. 議 事

第1号議案 村落環境研究会第3期事業報告及び決算報告

堺会長から第3期（2006年07月01日～2007年06月30日）の事業報告及び決算報告、引き続き高尾監事から監査報告があり、討議の結果、異議無くこれらを了承した。

第2号議案 村落環境研究会第4期事業計画及び予算案

堺会長から第4期（2007年07月01日～2008年06月30日）の事業計画及び予算案の提案があり、討議の結果、異議無く了承した。

村落環境研究会規則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市中央区天神3丁目10番25号森連ビルに置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することができる。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 ① 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

- ② 役員任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
- ③ 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- ④ 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- ⑤ 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 ① 本会に総会、理事会及び監事会を置く。

- ② 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画及び予算決算並びに役員選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- ③ 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- ④ 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成16年9月17日より効力を生じる。

---

村落と環境 第4号 2008年8月1日発行  
(会員配布)

編集発行	村落環境研究会 会長 堺 正紘
住 所	〒810-0001 福岡市中央区天神 3-10-25 森連ビル 506NPO 法人森林誌研究内
電話/FAX	電話：092-738-9511 FAX：092-738-9411
Eメール	info-npofori@utopia.ocn.ne.jp
振替口座	01770-9-77072
年会費	一般会員 2,000 円 賛助会員 (団体・法人) 5,000 円
印 刷	アイメディア株式会社 福岡市中央区港 2-11-8 電話：092-721-0769

---